

令和 5 年度

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
調査報告書

令和 6 年 1 月

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部
協力：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

あいさつ

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

会長 大関 浩仁

(東京都品川区立第一日野小学校校長)

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会では、主に全国の特別支援学級・通級指導教室設置学校の現状と課題を把握し、今後の特別支援教育の進展に資する提言をするための基礎データの収集を目的として、全国調査を毎年実施しています。調査内容につきましては、経年変化を見るための基本調査を継続しながら、毎年度、特別支援教育に関する全国的な課題も取り上げています。調査項目の設定や結果の分析においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の協力を得て、その妥当性を十分に検討し、公表してまいりました。今年度も皆様に協力いただき、全国各ブロックにて抽出されました小・中・義務教育学校1,121校の貴重な回答を得ることができましたことに深く感謝いたします。

さて、直近10年間では、義務教育段階の児童生徒数が1割減少しているのに対し、特別支援学級で学ぶ児童生徒数は2.1倍に増えています。また、通常の学級に在籍しながら、通級による指導を受けている児童生徒数においては2.5倍に増えており、特別支援教育を対象とする児童生徒数の大幅な増加が顕著です。そのほか、通常の学級に在籍する児童生徒を対象とする調査からは、学習面または行動面で著しい困難さを示す児童生徒が8.8%（推計値）いることが明らかとなっています。これらのことを踏まえ、公立学校における学習環境の充実、さらに強く求められているところです。特別支援学級や通級指導教室の整備といった施設面の充実だけでなく、特別支援教育に関する専門性の向上は特に必要とされています。さらには、共生社会を見据えたインクルーシブ教育システムの構築と発展が不可欠であるなか、特別支援教育の充実を推進する管理職の役割が、従来よりも大きくなってきています。令和5年3月に出された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」は、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性に触れるとともに、校内委員会の機能が十分に発揮されていないことを課題として示しました。そのうえで、国は、特別支援教育を担当する教師たちの専門性の向上を図るための取組が各地で促進されるよう求めています。具体的には「全ての採用教員におおむね10年目までの期間内において特別支援学級の担任を複数年経験すること」のほか、管理職に対して「学校全体の課題として特別支援教育が取り組まれるよう、学校教育目標や目指す教師像など学校経営方針や学校経営計画において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、各学校が行う学校評価の中核となる評価項目・指標として必ず盛り込むこと」などです。このような背景から、今回の調査は基本調査に加えて、特別支援学級・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組、特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫、文部科学省通知内容に関する各校の取組等を把握しています。

結びとなりますが、本調査実施に際しまして、今年度も独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の皆様より丁寧なご指導・ご助言を賜りました。感謝と御礼を心より申し上げます。あいさつといたします。

目次

あいさつ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 大関 浩仁

I 調査目的	1
II 調査方法	
III 調査対象	
IV 調査期間	
V 調査内容	
VI 調査結果	
1 基本調査（教職員数、校長自身の教職経験 等）	2
2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について	11
3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について	26
4 文部科学省通知並びに教育公務員特例法及び教育職員免許法改正に伴う取組 状況について	29
5 その他	34
VII 考察	36
資料 1 令和 5 年度 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会実態調査	46
資料 2 特別支援教育の実施上の課題や充実等に関する意見のまとめ	54
あとがき	55

I 調査目的

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（以下、「全特協」という。）は、全国の特別支援学級・通級指導教室設置学校の課題を把握するとともに、今後の特別支援教育の推進や充実、国への提言等を検討するための基礎データとするための全国調査を実施している。今年度は、特別支援学級・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について状況を把握する。また、令和4年3月の特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議の報告を受け、特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫についても把握する。さらに、文部科学省から発出されている通知の内容についての把握状況及び教育公務員特例法や教育職員免許法の改正に伴う各自治体の取組状況について把握することを目的として調査を実施した。

II 調査方法

質問紙による調査

全特協ホームページへのアクセスにより回答する。なお、自治体のセキュリティ等の問題等でウェブによる回答ができない場合は、メールやファクシミリ等により回答する。

III 調査対象

各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長を調査対象とした。

※ 全特協の各地区理事を通して、約10%の抽出とした。

IV 調査期間 令和5年8月14日（月）～ 令和5年9月11日（月）

V 調査内容

- 1 基本調査（教職員数、校長自身の教職経験 等）
- 2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について
- 3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について
- 4 文部科学省通知並びに教育公務員特例法及び教育職員免許法改正に伴う取組状況について
- 5 その他

VI 調査結果

1 基本調査

(1) 校種別の設置校数、障害種別学級及び通級指導教室数

今回の全国調査では、表1のとおり小学校804校、中学校313校、義務教育学校4校、合計1,121校の知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級（以下、「特別支援学級」とする。）及び通級指導教室を設置する学校から調査回答を得た。

なお、表中の（％）は、項目ごとの合計における割合を指し、小数点第二位を四捨五入したものである。

表1 校種別の回答学校数（単位：校）

小学校	中学校	義務教育学校	合計
804 (71.7%)	313 (27.9%)	4 (0.4%)	1,121 (100%)

特別支援学級、通級指導教室について、表2のとおり知的障害特別支援学級1,032校、自閉症・情緒障害特別支援学級1,002校、通級指導教室442校から回答を得た。

表2 障害種別学級及び通級指導教室数（単位：校）

	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	通級指導教室
小学校	740	724	354
中学校	288	276	86
義務教育学校	4	2	2
合計	1,032	1,002	442

(2) 特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数

在籍人数別の学校数について、表3のとおり回答を得た。小学校では、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級ともに「9～16人」、通級指導教室では「17人以上」在籍していると回答した割合が最も高かった。また、特別支援学級の1学級の定数である「8人以内在籍」の学校の割合は、知的障害特別支援学級62.3%、自閉症・情緒障害特別支援学級56.8%であった。中学校では、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導教室で「9～16人」在籍していると回答した割合が最も高かった。また、特別支援学級の1学級の定数である「8人以内在籍」の学校の割合は、知的障害特別支援学級71.1%、自閉症・情緒障害特別支援学級67.6%であった。

表3-1 知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数(単位：校)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9～16人	17人以上
小学校 (n=639)	55 8.6%	63 9.9%	77 12.1%	59 9.2%	51 8.0%	42 6.6%	29 4.5%	22 3.4%	172 26.9%	69 10.8%
中学校 (n=288)	32 11.1%	30 10.4%	37 12.8%	28 9.7%	24 8.3%	23 8.0%	18 6.3%	13 4.5%	69 24.0%	14 4.9%
義務教育学校 (n=4)	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%

表3-2 自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数(単位：校)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9～16人	17人以上
小学校 (n=724)	58 8.0%	70 9.7%	71 9.8%	67 9.3%	51 7.0%	39 5.4%	29 4.0%	26 3.6%	204 28.2%	109 15.0%
中学校 (n=275)	24 8.7%	29 10.5%	27 9.8%	29 10.5%	24 8.7%	21 7.6%	15 5.6%	17 6.2%	77 28.0%	12 4.4%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%

表3-3 通級指導教室に在籍する児童生徒数(単位：校)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9～16人	17人以上
小学校 (n=351)	5 1.4%	6 1.7%	10 2.8%	4 1.2%	7 2.0%	4 1.2%	11 3.1%	9 2.6%	91 25.9%	204 58.1%
中学校 (n=85)	8 9.4%	6 7.1%	3 3.5%	7 8.2%	7 8.2%	4 4.7%	2 2.4%	6 7.1%	22 25.9%	20 23.5%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%

(3) 特別支援学級及び通級指導教室における正規雇用の教員数等

特別支援学級及び通級指導教室における正規雇用の教員※1の数について、表4-1のとおり回答を得た。小学校では、正規雇用の教員が「1人」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で11.9%、自閉症・情緒障害特別支援学級で12.0%、通級指導教室で13.3%であった。また、中学校においても正規雇用の教員が「1人」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で12.8%、自閉症・情緒障害特別支援学級で10.9%、通級指導教室で12.8%であった。

※1 「正規雇用の教員」とは、常時勤務する者を指し、常勤講師や産休代替者及び育児休業代替者を含める。また、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する場合には含める。

表4-1-1 知的障害特別支援学級における正規雇用の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校 (n=740)	2 0.3%	88 11.9%	135 18.2%	133 18.0%	83 11.2%	71 9.6%	228 30.8%
中学校 (n=288)	0 0.0%	37 12.8%	68 23.6%	47 16.3%	40 13.9%	16 5.6%	80 27.8%
義務教育学校 (n=4)	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%

表4-1-2 自閉症・情緒障害特別支援学級における正規雇用の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校 (n=724)	2 0.3%	87 12.0%	137 18.9%	130 18.0%	76 10.5%	69 9.5%	223 30.8%
中学校 (n=276)	0 0.0%	30 10.9%	69 25.0%	46 16.7%	36 13.0%	16 5.8%	79 28.6%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%

表4-1-3 通級指導教室における正規雇用の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
小学校 (n=354)	1 0.3%	47 13.3%	39 11.0%	58 16.4%	35 9.9%	44 12.4%	130 %
中学校 (n=86)	0 0.0%	11 12.8%	9 10.5%	18 20.9%	13 15.1%	6 7.0%	29 33.7%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%

特別支援学級及び通級指導教室を担当する正規雇用以外の教員※2の数について、表4-2のとおり回答を得た。小学校では、正規雇用以外の教員は「いない（0人）」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で64.7%、自閉症・情緒障害特別支援学級で65.2%、通級指導教室で64.4%と最も高かった。また、中学校でも、正規雇用以外の教員は「いない（0人）」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で68.1%、自閉症・情緒障害特別支援学級で67.0%、通級指導教室で60.4%と最も高かった。

※2 「正規雇用以外の教員」とは、非常勤講師などを指す。

表4-2-1 知的障害特別支援学級を担当する正規雇用以外の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人以上
小学校 (n=804)	520 (64.7%)	120 (14.9%)	60 (7.5%)	104 (12.9%)
中学校 (n=288)	196 (68.1%)	34 (11.8%)	20 (6.9%)	38 (13.2%)
義務教育学校 (n=4)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)

表4-2-2 自閉症・情緒障害特別支援学級を担当する正規雇用以外の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人以上
小学校 (n=724)	472 (65.2%)	99 (13.7%)	56 (7.7%)	97 (13.4%)
中学校 (n=276)	185 (67.0%)	34 (12.3%)	21 (7.6%)	36 (13.1%)
義務教育学校 (n=2)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)

表4-2-3 通級指導教室における正規雇用以外の教員数別の学校数(単位：校)

	0人	1人	2人	3人以上
小学校 (n=354)	228 (64.4%)	53 (15.0%)	25 (7.1%)	48 (13.6%)
中学校 (n=86)	52 (60.4%)	8 (9.3%)	7 (8.2%)	19 (22.1%)
義務教育学校 (n=2)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)

特別支援学級及び通級指導教室を担当する特別支援教育支援員※３の人数について、表４－３のとおり回答を得た。小学校では、特別支援教育支援員は「いない（０人）」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で18.5%、自閉症・情緒障害特別支援学級で17.5%、通級指導教室で15.2%であった。また、中学校でも、特別支援教育支援員は「いない（０人）」と回答した割合が、知的障害特別支援学級で25.0%、自閉症・情緒障害特別支援学級で24.6%、通級指導教室で25.6%であった。

※３ 「特別支援教育支援員」とは、教育免許状等の資格は不問であり、直接児童生徒に支援をしている者を指す。名称は各自治体により異なる。

表４－３－１ 知的障害特別支援学級における特別支援教育支援員の人数別の学校数（単位：校）

	０人	１人	２人	３人以上
小学校（n=740）	137（18.5%）	195（26.4%）	165（22.3%）	243（32.8%）
中学校（n=288）	72（25.0%）	108（37.5%）	62（21.5%）	46（16.0%）
義務教育学校（n=4）	2（50.0%）	1（25.0%）	0（0.0%）	1（25.0%）

表４－３－２ 自閉症・情緒障害特別支援学級における特別支援教育支援員の人数別の学校数（単位：校）

	０人	１人	２人	３人以上
小学校（n=724）	127（17.5%）	203（28.0%）	159（22.0%）	235（32.5%）
中学校（n=276）	68（24.6%）	103（37.3%）	59（21.4%）	46（16.7%）
義務教育学校（n=2）	1（50.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（50.0%）

表４－３－３ 通級指導教室における特別支援教育支援員の人数別の学校数（単位：校）

	０人	１人	２人	３人以上
小学校（n=354）	54（15.2%）	90（25.4%）	88（24.9%）	122（34.5%）
中学校（n=86）	22（25.6%）	23（26.7%）	21（24.4%）	20（23.3%）
義務教育学校（n=2）	1（50.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	1（50.0%）

（４）特別支援学級及び通級指導教室を担当する主任の教職経験年数等

特別支援学級及び通級指導教室を担当する主任※４の教職経験年数（令和５年３月現在）について、表５－１のとおり回答を得た。知的障害特別支援学級では、小学校（31.9％）、中学校（25.4％）とも「31年以上」と回答した割合が最も高かった。自閉症・情緒障害特別支援学級も、小学校（31.6％）、中学校（25.3％）とも「31年以上」と回答した割合が最も高かった。通級指導教室においても、小学校（31.6％）中学校（24.4％）とも「31年以上」と回答した割合が最も高かった。

※４ 「主任」とは、特別支援学級のリーダー的な立場の教員を指す。特別支援学級に１人しか教員がいない場合には、その教員を「主任」とした。

表５－１－１ 知的障害特別支援学級における主任の教職経験年数（令和５年３月現在）（単位：校）

	１年以上 ６年未満	６年以上 11年未満	11年以上 16年未満	16年以上 21年未満	21年以上 26年未満	26年以上 31年未満	31年以上
小学校 (n=740)	77 10.4%	76 10.3%	94 12.7%	95 12.8%	78 10.5%	84 11.4%	236 31.9%
中学校 (n=288)	62 21.5%	38 13.2%	33 11.5%	25 8.7%	20 6.9%	37 12.8%	73 25.4%
義務教育学校 (n=4)	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%

表５－１－２ 自閉症・情緒障害特別支援学級における主任の教職経験年数（令和５年３月現在）（単位：校）

	１年以上 ６年未満	６年以上 11年未満	11年以上 16年未満	16年以上 21年未満	21年以上 26年未満	26年以上 31年未満	31年以上
小学校 (n=724)	84 11.6%	74 10.2%	88 12.2%	89 12.3%	79 10.9%	81 11.2%	229 31.6%
中学校 (n=276)	57 20.6%	38 13.8%	30 10.9%	24 8.7%	19 6.9%	38 13.8%	70 25.3%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%

表５－１－３ 通級指導教室における主任の教職経験年数（令和５年３月現在）（単位：校）

	１年以上 ６年未満	６年以上 11年未満	11年以上 16年未満	16年以上 21年未満	21年以上 26年未満	26年以上 31年未満	31年以上
小学校 (n=354)	36 10.2%	39 11.0%	43 12.2%	52 14.7%	38 10.7%	34 9.6%	112 31.6%
中学校 (n=86)	17 19.8%	20 23.3%	10 11.6%	7 8.1%	3 3.5%	8 9.3%	21 24.4%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%

特別支援学級及び通級指導教室を担当する主任の特別支援学級等での経験年数（令和5年3月現在）について、表5-2のとおり回答を得た。知的障害特別支援学級では、小学校（32.3%）「11年以上」、中学校（22.6%）「6年以上11年未満」、自閉症・情緒障害特別支援学級では、小学校（32.2%）「11年以上」、中学校（21.7%）「11年以上」、通級指導教室では、小学校（33.9%）「11年以上」、中学校（24.4%）「6年以上11年未満」と回答した割合が最も高かった。

表5-2-1 知的障害特別支援学級主任の特別支援学級等での経験年数（令和5年3月現在）（単位：校）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上 11年未満	11年以上
小学校 (n=739)	81 11.0%	64 8.7%	74 10.0%	52 7.0%	52 7.0%	177 24.0%	239 32.3%
中学校 (n=288)	34 11.8%	37 12.8%	37 12.8%	32 11.1%	26 9.0%	65 22.6%	57 19.9%
義務教育学校 (n=4)	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%

表5-2-2 自閉症・情緒障害特別支援学級主任の特別支援学級等での経験年数（令和5年3月現在）（単位：校）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上 11年未満	11年以上
小学校 (n=724)	83 11.5%	65 9.0%	80 11.0%	47 6.5%	50 6.9%	166 22.9%	233 32.2%
中学校 (n=276)	32 11.6%	37 13.4%	32 11.6%	30 10.9%	26 9.4%	59 21.4%	60 21.7%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

表5-2-3 通級指導教室主任の特別支援学級等での経験年数（令和5年3月現在）（単位：校）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上 11年未満	11年以上
小学校 (n=354)	35 7.9%	31 8.8%	34 9.6%	18 5.1%	20 5.6%	96 27.1%	120 33.9%
中学校 (n=86)	10 11.6%	9 10.5%	15 17.4%	9 10.5%	3 3.5%	21 24.4%	19 22.1%
義務教育学校 (n=2)	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

特別支援学級及び通級指導教室を担当する主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況について、表 5-3 のとおり回答を得た。知的障害特別支援学級では、小学校の48.0%、中学校の34.0%、自閉症・情緒障害特別支援学級では、小学校の47.8%、中学校の35.9%、通級指導教室では、小学校が52.0%、中学校36.0%が、特別支援学校教諭免許状を保有していると回答した。

表 5-3-1 知的障害特別支援学級主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況（単位：校）

	保有している	現在、取得中	保有していない
小学校（n=740）	355（48.0%）	36（4.9%）	349（47.1%）
中学校（n=288）	98（34.0%）	17（5.9%）	173（60.1%）
義務教育学校（n=4）	3（75.0%）	0（0.0%）	1（25.0%）
合計（n=1,032）	456（44.2%）	53（5.1%）	523（50.7%）

表 5-3-2 自閉症・情緒障害特別支援学級主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況（単位：校）

	保有している	現在、取得中	保有していない
小学校（n=724）	346（47.8%）	36（5.0%）	342（47.2%）
中学校（n=276）	99（35.9%）	17（6.1%）	160（58.0%）
義務教育学校（n=2）	2（100%）	0（0.0%）	0（0.0%）
合計（n=1,002）	447（44.6%）	53（5.3%）	502（50.1%）

表 5-3-3 通級指導教室主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況（単位：校）

	保有している	現在、取得中	保有していない
小学校（n=354）	184（52.0%）	17（4.8%）	153（43.2%）
中学校（n=86）	31（36.0%）	4（4.7%）	51（59.3%）
義務教育学校（n=2）	2（100%）	0（0.0%）	0（0.0%）
合計（n=442）	217（49.1%）	21（4.8%）	204（46.1%）

特別支援学級及び通級指導教室を担当する主任の特別支援学校での教職経験について、表 5-4 のとおり回答を得た。知的障害特別支援学級では、小学校の 22.8%、中学校の 22.9%、自閉症・情緒障害特別支援学級では、小学校の 22.9%、中学校の 22.5%、通級指導教室では、小学校の 22.9%、中学校の 19.8%の学校の主任が「経験している」と回答した。

表 5-4-1 知的障害特別支援学級主任の特別支援学校での教職経験の有無(単位：校)

	経験あり	経験なし
小学校 (n=740)	169 (22.8%)	571 (77.2%)
中学校 (n=288)	66 (22.9%)	222 (77.1%)
義務教育学校 (n=4)	1 (25.0%)	3 (75.0%)
合計 (n=1,032)	236 (22.8%)	796 (77.2%)

表 5-4-2 自閉症・情緒障害特別支援学級主任の特別支援学校での教職経験の有無(単位：校)

	経験あり	経験なし
小学校 (n=724)	164 (22.9%)	560 (77.1%)
中学校 (n=276)	62 (22.5%)	214 (77.5%)
義務教育学校 (n=2)	0 (0.0%)	2 (100%)
合計 (n=1,002)	226 (22.6%)	776 (77.4%)

表 5-4-3 通級指導教室主任の特別支援学校での教職経験の有無(単位：校)

	経験あり	経験なし
小学校 (n=354)	81 (22.9%)	273 (77.1%)
中学校 (n=86)	17 (19.8%)	69 (80.2%)
義務教育学校 (n=2)	0 (0.0%)	2 (100%)
合計 (n=442)	98 (22.2%)	344 (77.8%)

(5) 校長自身の通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験

校長自身の通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、表 6 のとおり回答を得た。小学校の 33.6%、中学校の 30.7%の校長が、特別支援学級等での経験があると回答した。

表 6 校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：人）

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学級等での教職経験無
小学校 (n=804)	41 (5.1%)	194 (24.1%)	35 (4.4%)	534 (66.4%)
中学校 (n=313)	15 (4.8%)	65 (20.8%)	16 (5.1%)	217 (69.3%)
義務教育学校 (n=0)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について

(1) 自校の特別支援学級や通級指導教室の担任と自校の通常の学級の担任とが、特別支援教育に関して相互に学び合う工夫や仕組について

特別支援学級や通級指導教室の担当教員と自校の通常の学級の担任とが、特別支援教育に関して相互に学び合う仕組について、表 7 のとおり回答を得た。小学校の91.8%、中学校の85.0%が、「相互に学び合う工夫や仕組がある」と回答した。

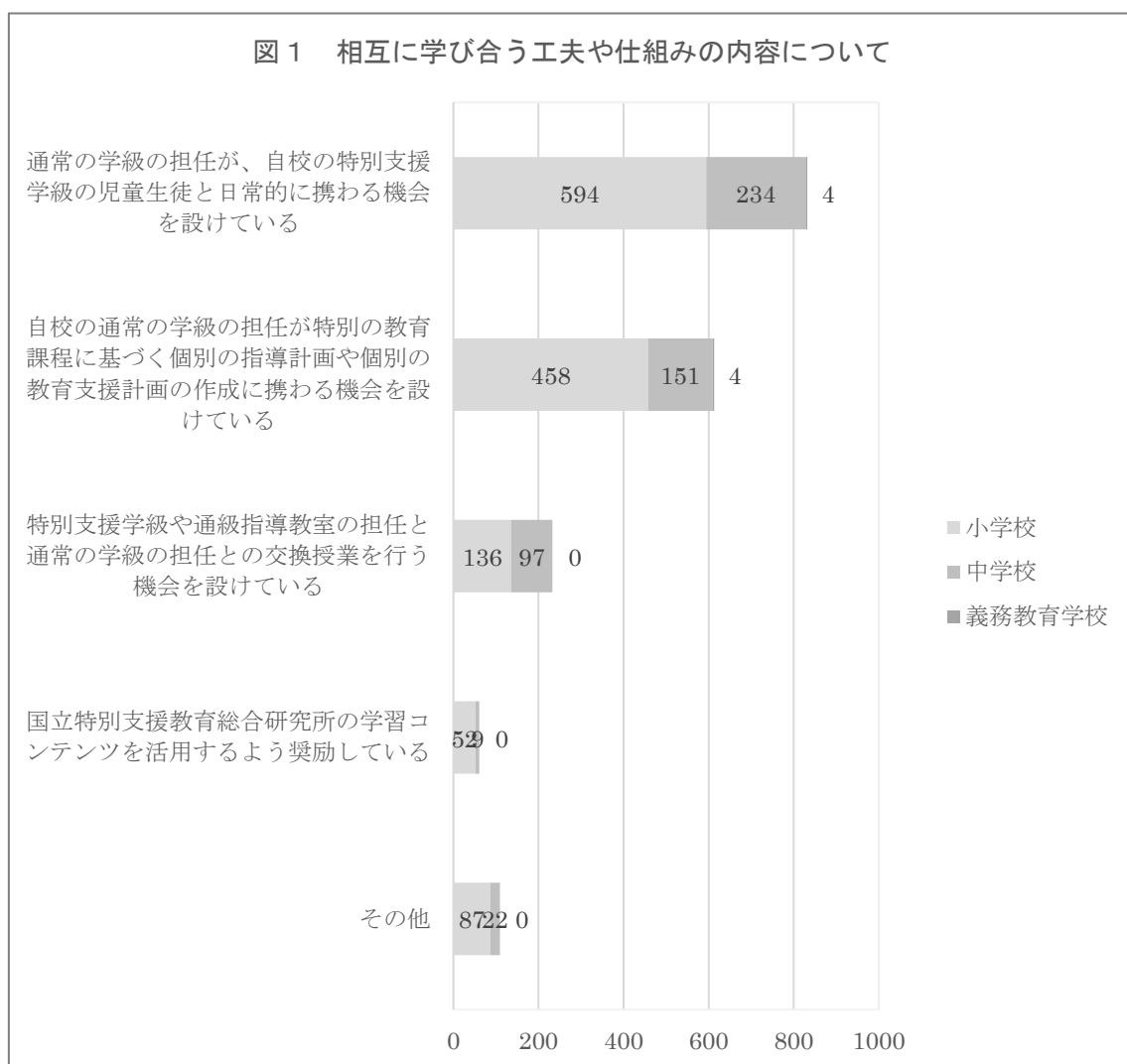
表 7 特別支援学級・通級指導教室と通常の学級の担任とが相互に学び合う工夫や仕組(単位：校)

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)
相互に学び合う工夫や仕組はある	738 (91.8%)	266 (85.0%)	4 (100.0%)
相互に学び合う工夫や仕組はない	28 (3.5%)	27 (8.6%)	0 (0.0%)
相互に学び合う工夫や仕組は作る予定	38 (4.7%)	20 (6.4%)	0 (0.0%)

また、「相互に学び合う工夫や仕組」の内容については、表 8 のとおり複数回答を得た。小学校、中学校ともに、「通常の学級の担任が自校の特別支援学級の児童生徒と日常的に携わる機会を設けている」との回答が最も多かった。また、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に通常の学級の担任が携わる機会を設けている。

表8 相互に学び合う工夫や仕組みの内容について（単位：校）

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
自校の通常の学級の担任が特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わる機会を設けている	458	151	4	613
通常の学級の担任が、自校の特別支援学級の児童生徒と日常的に携わる機会を設けている	594	234	4	832
特別支援学級や通級指導教室の担任と通常の学級の担任との交換授業を行う機会を設けている	136	97	0	233
国立特別支援教育総合研究所の学習コンテンツを活用するよう奨励している	52	9	0	61
その他	87	22	0	109

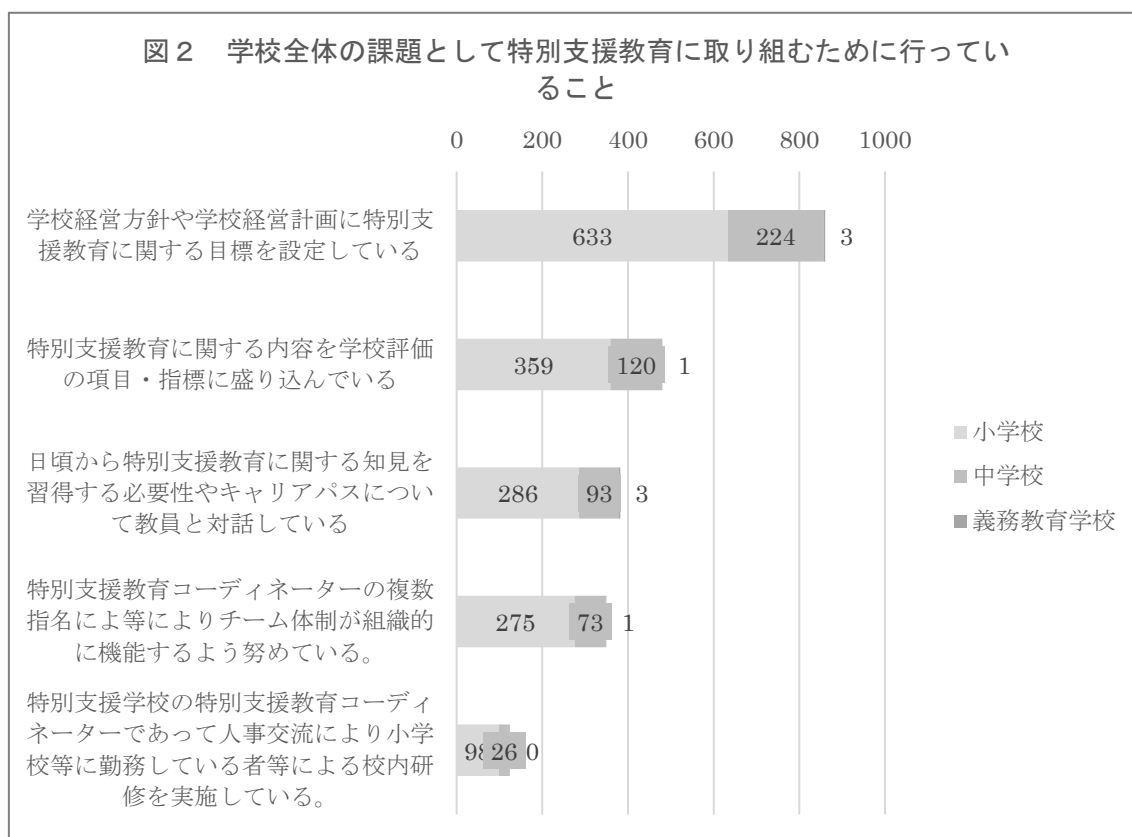


（２）学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていること

学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていることについて、表９のとおり複数回答を得た。小学校、中学校ともに、「学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している」との回答が多かった。

表９ 学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていること(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している	633	224	3	860
特別支援教育に関する内容を学校評価の項目・指標に盛り込んでいる	359	120	1	480
日頃から特別支援教育に関する知見を習得する必要性やキャリアパスについて教員と対話している	286	93	3	382
特別支援学校の特別支援教育コーディネーターであって人事交流により小学校等に勤務している者等による校内研修を実施している。	98	26	0	124
特別支援教育コーディネーターの複数指名によ等によりチーム体制が組織的に機能するよう努めている。	275	73	1	349

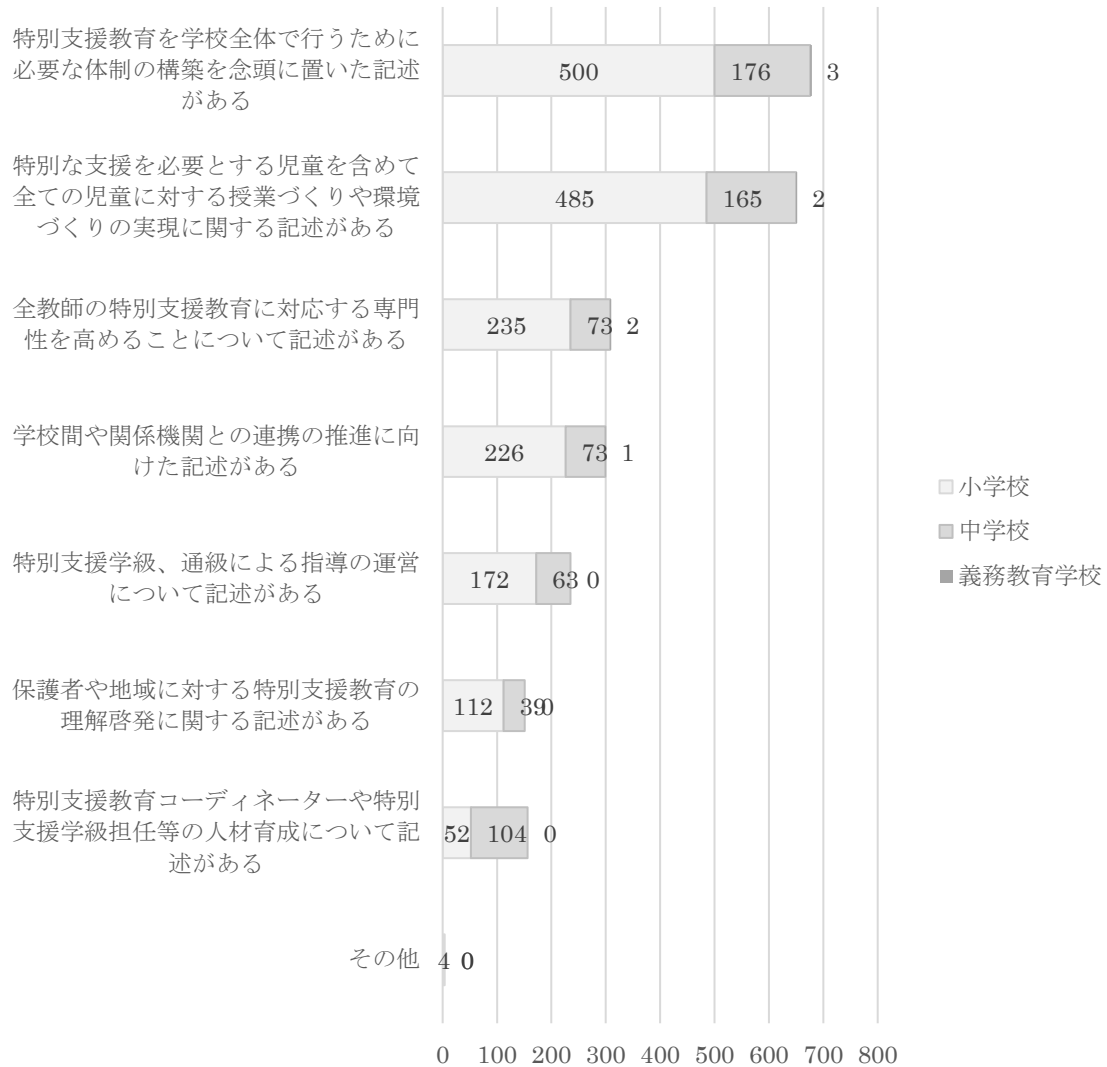


また、学校経営方針や学校経営計画に設定している特別支援教育に関する目標の内容について、表10のとおり複数回答を得た。小学校、中学校ともに、「特別支援教育を学校全体で行うために必要な体制の構築を念頭に置いた記述がある」との回答が多かった。次いで、「特別な支援を必要とする児童を含めて全ての児童に対する授業づくりや環境づくりの実現に関する記述が多かった。

表10 学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している場合の具体的内容（単位：校）

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
特別支援教育を学校全体で行うために必要な体制の構築を念頭に置いた記述がある	500	176	3	679
特別な支援を必要とする児童を含めて全ての児童に対する授業づくりや環境づくりの実現に関する記述がある	485	165	2	652
特別支援学級、通級による指導の運営について記述がある	172	63	0	235
全教師の特別支援教育に対応する専門性を高めることについて記述がある	235	73	2	310
特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等の人材育成について記述がある	52	104	0	156
保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に関する記述がある	112	39	0	151
学校間や関係機関との連携の推進に向けた記述がある	226	73	1	300
その他	4	0	0	4

図3 学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している場合の具体的内容



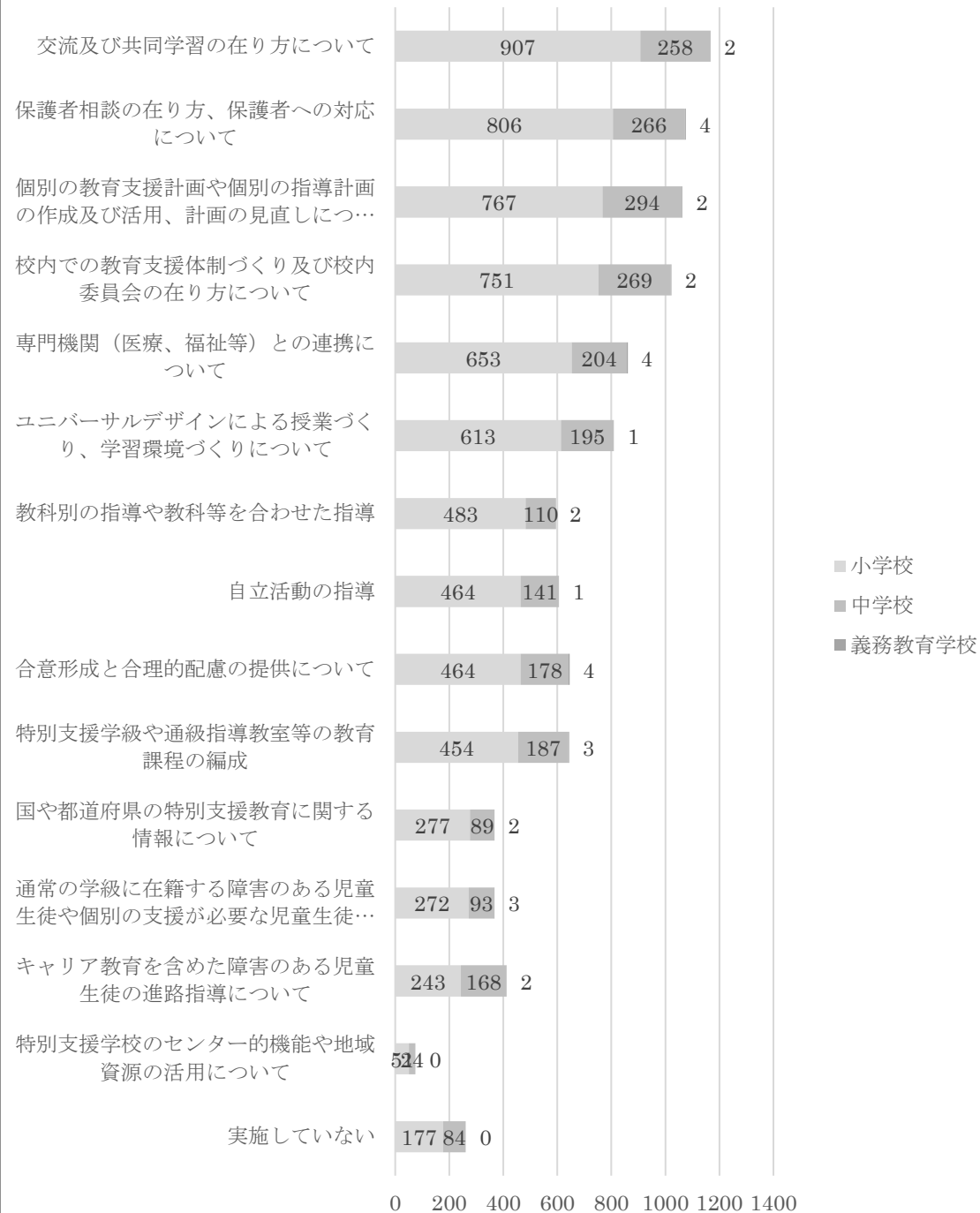
(3) 校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容

校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容については、表11のと通りの複数回答を得た。小学校では、「交流及び共同学習の在り方について」、中学校では、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて」との回答が最も多く、次いで「保護者相談の在り方、保護者への対応について」との回答が多かった。

表11 校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
特別支援学級や通級指導教室等の教育課程の編成	454	187	3	644
教科別の指導や教科等を合わせた指導	483	110	2	595
自立活動の指導	464	141	1	606
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて	767	294	2	1,063
交流及び共同学習の在り方について	907	258	2	1,167
キャリア教育を含めた障害のある児童生徒の進路指導について	243	168	2	413
合意形成と合理的配慮の提供について	464	178	4	646
保護者相談の在り方、保護者への対応について	806	266	4	1,076
専門機関（医療、福祉等）との連携について	653	204	4	861
特別支援学校のセンター的機能や地域資源の活用について	51	24	0	75
国や都道府県の特別支援教育に関する情報について	277	89	2	368
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や個別の支援が必要な児童生徒への指導方法について	272	93	3	368
ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて	613	195	1	809
校内での教育支援体制づくり及び校内委員会の在り方について	751	269	2	1,022
実施していない	177	84	0	261

図4 校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容



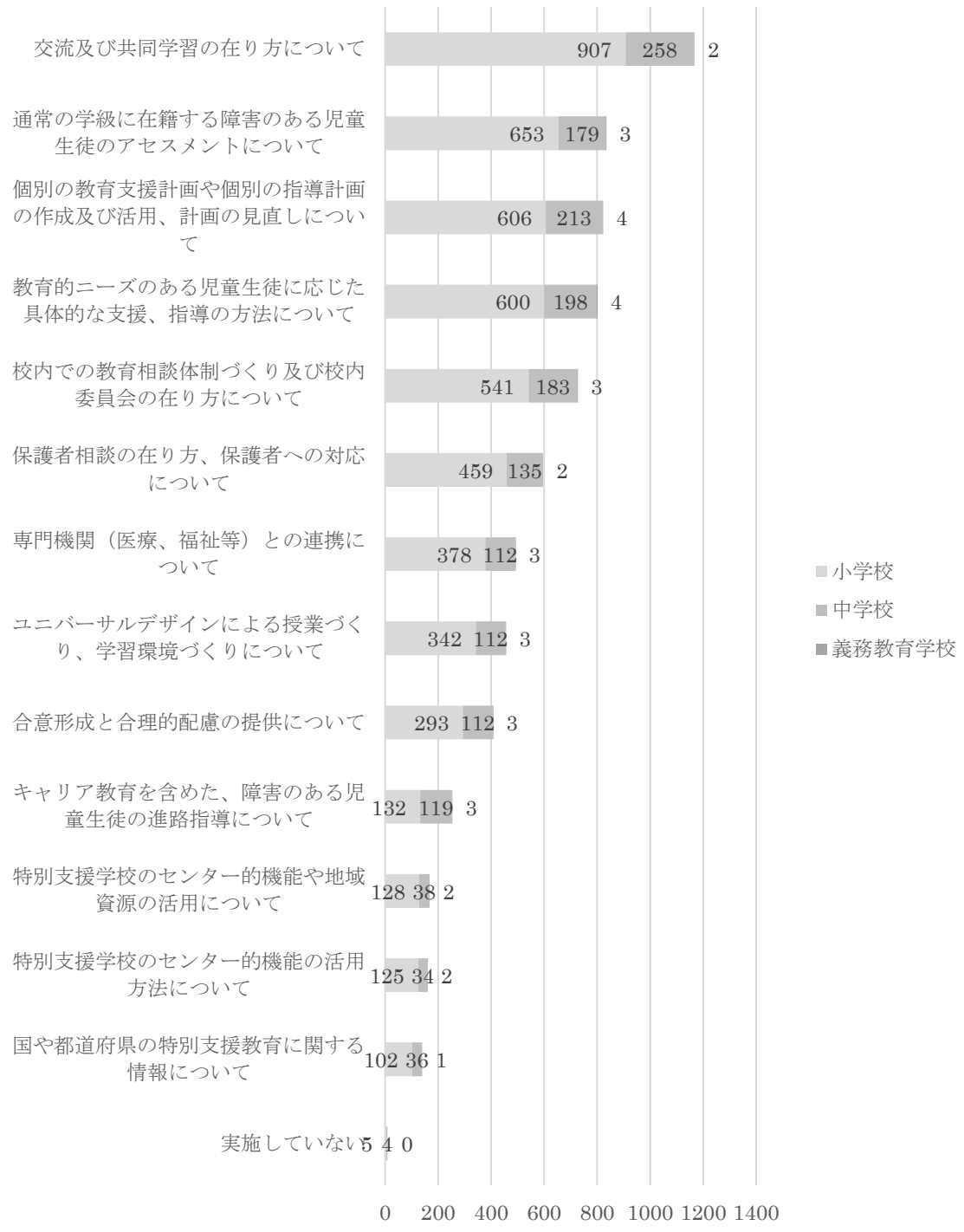
(4) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組について

特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組については、表12のとおり複数回答を得た。小学校、中学校とも、「交流及び共同学習の在り方について」との回答が最も多かった。

表12 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のアセスメントについて	653	179	3	835
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて	606	213	4	823
教育的ニーズのある児童生徒に応じた具体的な支援、指導の方法について	600	198	4	802
合意形成と合理的配慮の提供について	293	112	3	408
交流及び共同学習の在り方について	907	258	2	1,167
特別支援学校のセンター的機能の活用方法について	125	34	2	161
ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて	342	112	3	457
キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導について	132	119	3	254
校内での教育相談体制づくり及び校内委員会の在り方について	541	183	3	727
保護者相談の在り方、保護者への対応について	459	135	2	596
専門機関（医療、福祉等）との連携について	378	112	3	493
特別支援学校のセンター的機能や地域資源の活用について	128	38	2	168
国や都道府県の特別支援教育に関する情報について	102	36	1	139
実施していない	5	4	0	9

図5 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組



(5) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象に実施した研修内容

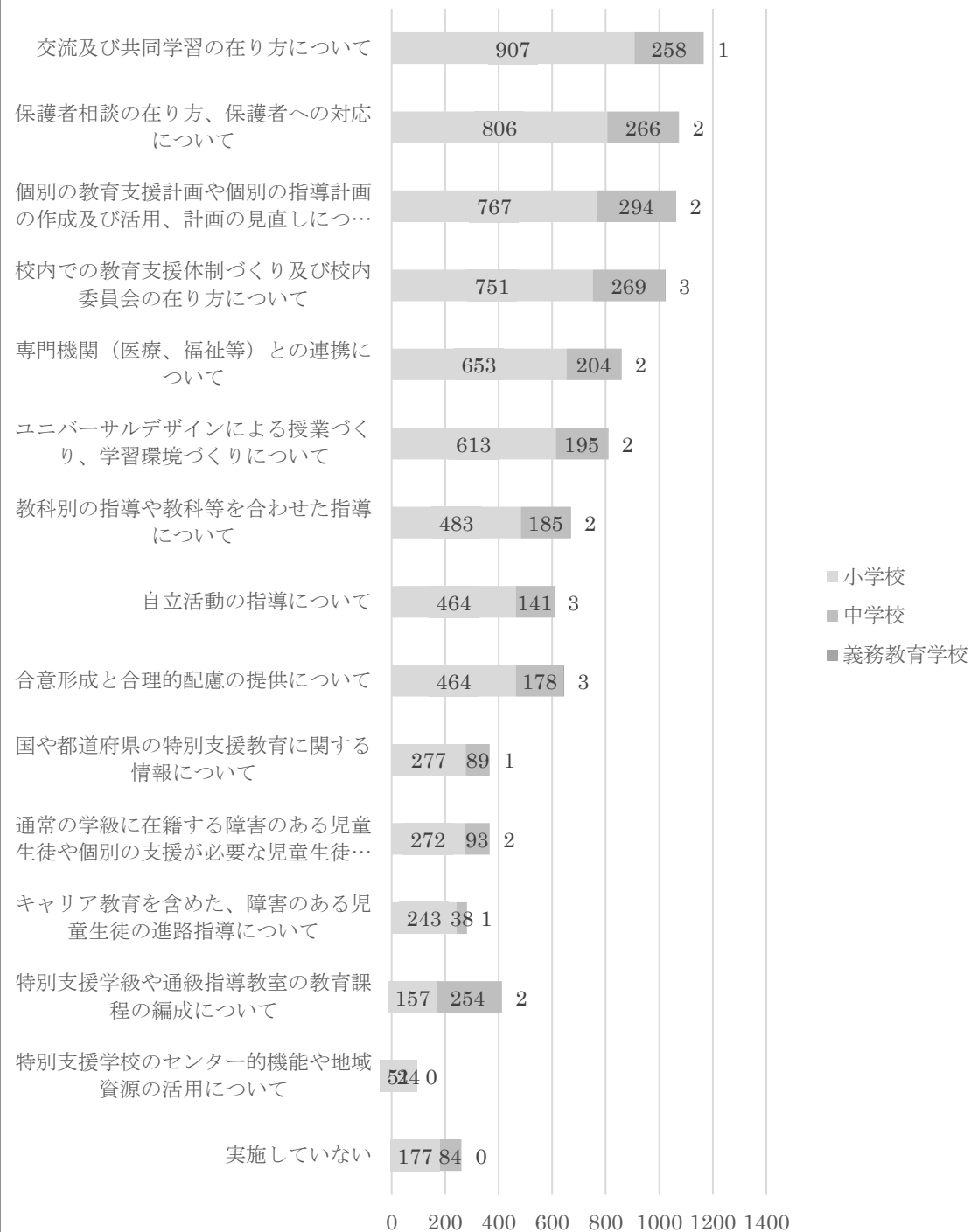
特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象に実施した研修内容については、表13のとおり複数回答を得た。小学校では、「交流及び共同学習の在り方について」、中学校では、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて」との回答が多かった。

表13 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象として研修をした学校の研修内容(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	合計
特別支援学級や通級指導教室の教育課程の編成について	157	254	2	413
教科別の指導や教科等を合わせた指導について	483	185	2	670
自立活動の指導について	464	141	3	608
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて	767	294	2	1,063
交流及び共同学習の在り方について	907	258	1	1,166
キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導について	243	38	1	282
合意形成と合理的配慮の提供について	464	178	3	645
保護者相談の在り方、保護者への対応について	806	266	2	1,074
専門機関（医療、福祉等）との連携について	653	204	2	859
特別支援学校のセンター的機能や地域資源の活用について	51	24	0	75
国や都道府県の特別支援教育に関する情報について	277	89	1	367
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や個別の支援が必要な児童生徒への指導方法について	272	93	2	367
ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて	613	195	2	810
校内での教育支援体制づくり及び校内委員会の在り方について	751	269	3	1,023
実施していない	177	84	0	261

また、「実施していない」との回答をした学校が、小学校(22.0%)、中学校(26.4%)にあった。

図6 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象とした学校の
研修内容



（６）特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた工夫や仕組

特別支援学級や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けて、効果的だと考える工夫や仕組について、自由記述による回答の中で、多く使われていたキーワードと主な内容を表14のように整理した。また、具体例は以下の通りである。記述は、内容の重複を避けつつ、意味が損なわれない範囲で文言を整理している。

表14 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けて効果的だと考える工夫や仕組

キーワード	件数	主な内容
研修	305	外部講師を招聘した研修、研修会への参加、全教職員が参加しての校内研修会の実施等
支援	136	特別支援学校におけるセンター的機能の充実と特別支援教育巡回相談員の活用等
担任	111	特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の情報交換等
特別支援学級	93	特別支援学級や通級指導教室担当教員による指導助言等
特別支援学校	85	センター的機能の活用、特別支援学校との連携、特別支援学校との人事交流等
授業	82	授業研究会の開催、特別支援学級の授業を担当、専門家チームによる派遣授業等
実施	78	訪問支援を数回実施、他校の教員による研究の実施、ケース会議による具体的な支援の実施策を検討する等
交流	58	他校や特別支援学校との交流、人事交流、定期的な交流会の開催、特別支援学校コーディネーターとの交流等
他校	52	他校の担当者との交流や研修、他校の実践授業参観、他校からの研修者の受け入れ、他校との連携等
助言	39	特別支援教育コーディネーターからの具体的助言、特別支援学校に行き指導助言を受ける、専門性の高い外部資源からの助言、指導主事による助言等
講師	36	専門性の高い教員や指導主事を講師に招く、特別支援の担任が研修の講師、通常学級担任を対象とした研修の講師等
実践	33	適切な対応をあらゆる角度から考えて実践、共同学習についての実践を学ぶ機会、効果があった学級の視察や実践的な研修等

- 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けて効果的だと考える工夫や仕組みについての具体例

①校内における研修

- ・実践的な取り組みに結び付く事例検討会
- ・特別支援学級主任が職員会議で全体に発信する機会の設定
- ・指導主事による伝達講習や授業研究会
- ・副担任制度の実施
- ・通常学級担任が特別支援学級の授業を担当
- ・全ての教員が特別支援学級等の担任としての勤務経験をもてるようにすること

②校外における研修

- ・市教委が計画している特別支援学級担任を対象とした研修
- ・学校外を含む担当教員同士の自主研修会
- ・県が主催しての研修会を計画的・継続的に行っている。
- ・異校種の授業参観・研究会
- ・大学や大学院での研修

③外部機関との連携

- ・市教委による特別支援教育リーダー養成研修
- ・特別支援学校職員を講師とする研修
- ・対象者への研修システムと人材確保
- ・発達支援専門家チーム派遣授業を活用した研修
- ・他校児童との交流会や町教育相談への参加
- ・特別支援教育の専門家による定期的な訪問

④情報共有の仕組み

- ・必要に応じて特別支援教育に関する情報の視聴ができる体制づくり
- ・他校の特別支援学級担任や通級指導学級担当教員とのネットワーク構築
- ・特別支援教育コーディネーターによる指導助言の時間確保
- ・知的学級、自閉情緒学級別の情報交換の場の確保
- ・特総研からの資料提供や講話内容の共有
- ・ICTの有効活用

⑤その他

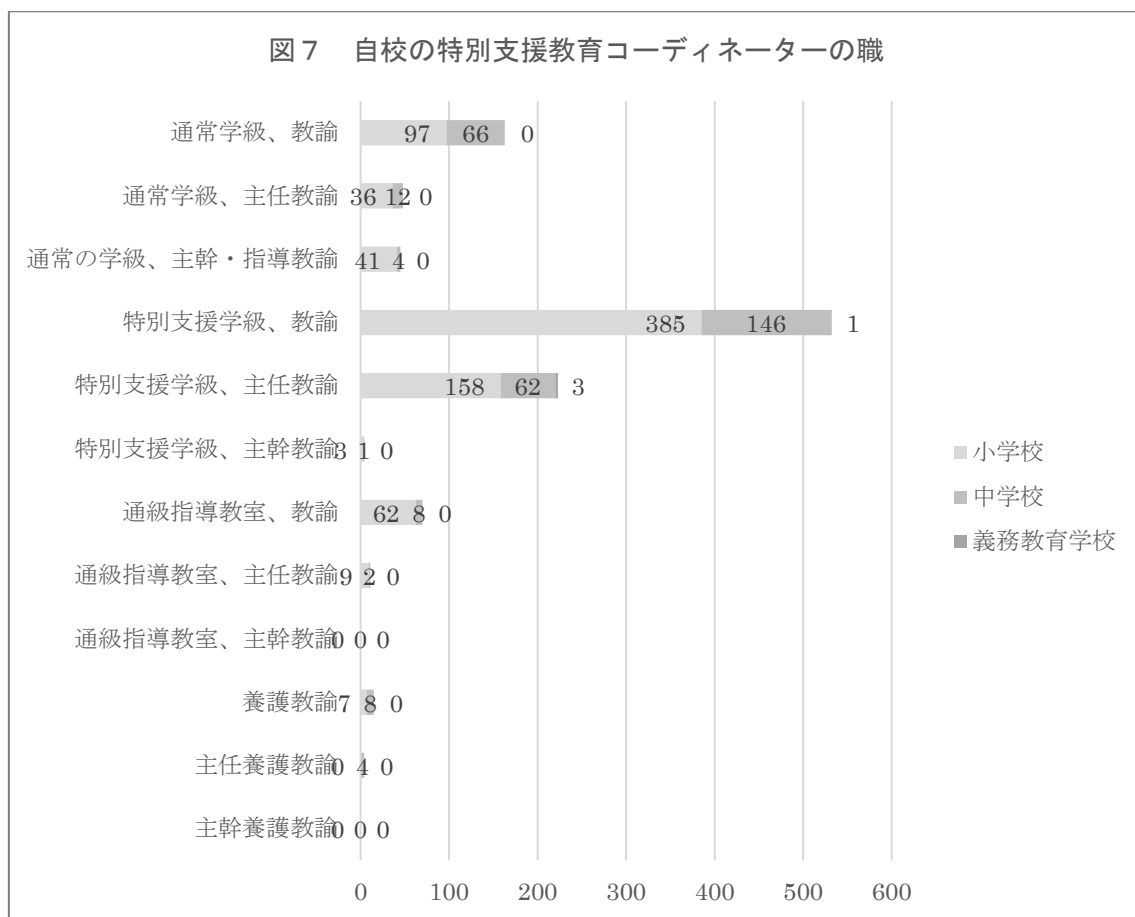
- ・支援学校との交流人事
- ・特別支援学校免許の積極的取得
- ・免許をもつ教員の複数配置
- ・教職免許を取得する際に特別支援学校の教育実習を必須とする。
- ・定数法を改正し、実態の分析や指導の計画作成に費やす時間を確保
- ・給与の見直し

(7) 自校の特別支援教育コーディネーターの職について

自校の特別支援教育コーディネーターの職については、表15とおりの複数回答を得た。小学校、中学校ともに、「特別支援学級の教諭」が多かった。

表15 自校の特別支援教育コーディネーターの職(単位：校)

		小学校	中学校	義務教育学校	合計
通常の学級	教諭	97	66	0	163
	主任教諭	36	12	0	48
	主幹教諭、指導教諭	41	4	0	45
特別支援学級	教諭	385	146	1	532
	主任教諭	158	62	3	223
	主幹教諭	3	1	0	4
通級指導教室	教諭	62	8	0	70
	主任教諭	9	2	0	11
	主幹教諭	0	0	0	0
養護教諭		7	8	0	15
主任養護教諭		0	4	0	4
主幹養護教諭		0	0	0	0

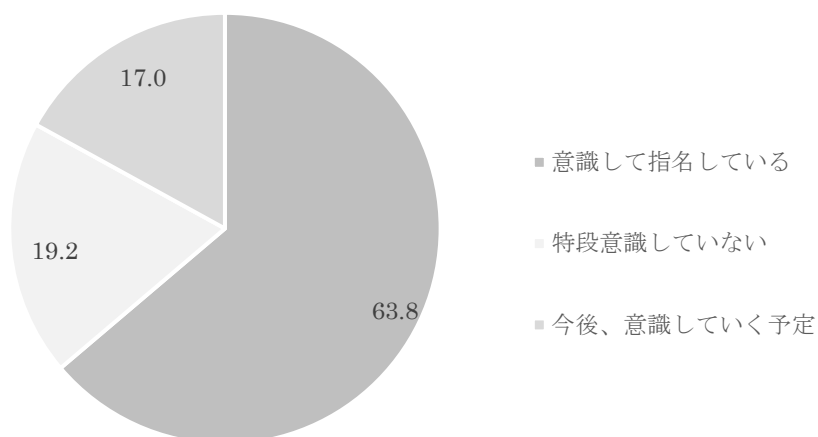


また、小学校の64.9%、中学校の60.7%で、教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名がされている（表16）。

表16 自校の教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名

	小学校 n=804	中学校 n=313	義務教育学校 n=4	合計 n=1,121
意識して指名している	522 64.9%	190 60.7%	3 75.0%	715 63.8%
特段意識していない	142 17.7%	73 23.3%	0 0.0%	215 19.2%
今後、意識していく予定である	140 17.4%	50 16.0%	1 25.0%	191 17.0%

図8 自校の教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名



(回答数1,121 数値は%)

3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について

(1) 採用後10年までの正規雇用の教員の特別支援学級等での経験

自校に勤務する正規雇用の教員のうち、採用後10年までの教員の人数について、表17のとおり回答を得た。

表 17 自校に勤務する正規雇用の教員のうち、採用後 10 年までの教員の人数（単位：人）

	小学校	中学校	義務教育学校
採用後 10 年までの教員の人数	5,743	2,563	42

このうち、通級による指導の教職経験、特別支援学級の教職経験、特別支援学級における教科担任の経験、特別支援学校での教職経験、特別支援教育コーディネーターとしての経験のそれぞれについて、2年以上経験したことのある教員の数について表 18 のとおり回答を得た。

表 18 自校に勤務する採用後 10 年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が 2 年以上ある教員の数（単位：上段 人、下段 %）

	小学校 (n=5,814)	中学校 (n=2,560)	義務教育学校 (n=42)
特別支援教育に関する下記 いずれかの経験あり	1,567 27.3%	1,321 51.5%	12 28.6%
通級による指導	156 2.7%	82 3.2%	0 0.0%
特別支援学級	660 11.5%	284 11.1%	2 4.8%
特別支援学級における 教科担任	400 7.0%	759 29.6%	10 23.8%
特別支援学校	116 2.0%	95 3.7%	0 0.0%
特別支援教育 コーディネーター	235 4.1%	101 3.9%	0 0.0%

(2) 通常学級の学級担任を含む教師について、特別支援教育の経験者を増やすことを念頭においた人事配置について

通常の学級の学級担任を含め、特別支援教育の経験者を増やすことを念頭に人事配置を行っているとは回答した割合は、小学校 59.8%、中学校 49.5%であった（表 18）。

表 19 特別支援教育の経験者を増やすことを念頭に置いた人事配置（単位：校）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
行っている	481 (59.8%)	155 (49.5%)	4 (100%)	640 (57.1%)
行っていない	323 (40.2%)	158 (50.5%)	0 (0.0%)	481 (42.9%)

(3) 令和4年3月31日に発出された報告「特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議報告」により、「特別支援教育に係わる教師の養成、採用、研修について、令和6年度には、経験のある教師を増やすための動きを行う」とあるが、その動きについて

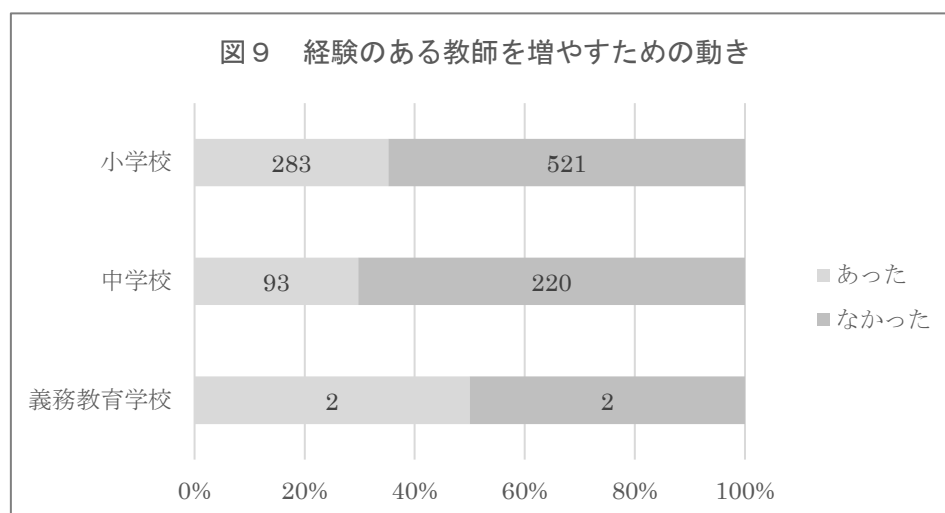
① 動きの有無について

経験ある教員を増やすための動きが「あった」との回答をした割合は、小学校では、35.2%、中学校では、29.7%であった。

表 20 経験のある教師を増やすための動き（単位：校）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
あった	283 (35.2%)	93 (29.7%)	2 (50.0%)	378 (33.7%)
なかった	521 (64.8%)	220 (70.3%)	2 (50.0%)	743 (66.3%)

※ 数値は、調査当時のもの



②「あった」と回答した場合の動きの具体的な内容

「あった」と回答をした場合の動きの具体的な内容は、次の通りである。

表 21 経験のある教師を増やすための動きの具体的な内容 (一部抜粋)

<人事異動・人事交流に関すること> ○35 歳までを目安に特別支援学級の担任を経験できるように勧める。 ○定期異動方針の中に、特別支援教育に関する人材育成を重視した教員配置に努める。 ○教職 10 年以内に、小中間や特別支援学級や特別支援学校等の校種間異動 ○採用後 15 年以内に特別支援学級担任を経験できるような校内人事を期待 ○若手教員の中で特別支援学級担任の経験の奨励 ○期限を設けた「特普交流」を積極的に勧めてほしいとの通知 ○初任 3 年間の経験後、通特交流で特別支援学級担任を積極的に経験する。 <自校の授業に関すること> ○多くの教員が特別支援学級の授業を担当できるようにする。 ○校内における特別支援学級の経験を推進する。 <自己申告及び異動に関する調書に関すること> ○個票への特別支援学級等の経験歴や希望の有無についての記入 ○異動調書作成における留意事項として、特別支援学級担任の希望を推奨する文言 <研修の実施に関すること> ○新規に特別支援学級担任になった教諭への研修実施 ○県教委主催免許状認定講習の実施 <教員免許状に関すること> ○教員免許状取得に関する周知事項の徹底 ○教員採用試験の際の特別支援学校免許所有者の加点導入 ○特別支援教育に関わる免許取得の促進 <教員採用試験に関すること> ○特別支援学級への採用枠の設定 ○教員採用試験の際の特別支援学校免許所有者の加点導入 等

③ なかったと回答した場合の今後について

「なかった」と回答をした場合に、今後の動向についてどのように把握しているのか、尋ねたところ、表 22 のとおり回答を得た。全体の約 4 割の学校が、動向がないとの認識をもっていることになる。

表 22 今後についての動向について（なかったと回答した場合）（単位：校）

	小学校 (n=521)	中学校 (n=220)	義務教育学校 (n=2)	合計 (n=545)
今後何らかの動きがある予定	100 (19.2%)	39 (17.7%)	1 (50.0%)	140 (25.7%)
今後の動きも含め把握していない	400 (35.2%)	175 (29.7%)	1 (50.0%)	378 (69.4%)
その他	21 (35.2%)	6 (29.7%)	0 (0.0%)	27 (4.9%)

※ 数値は、調査当時のもの

4 文部科学省通知並びに教育公務員特例法及び教育職員免許法改正に伴う取組状況について

(1) 文部科学省通知第 375 号通知の内容に関する各校の把握状況

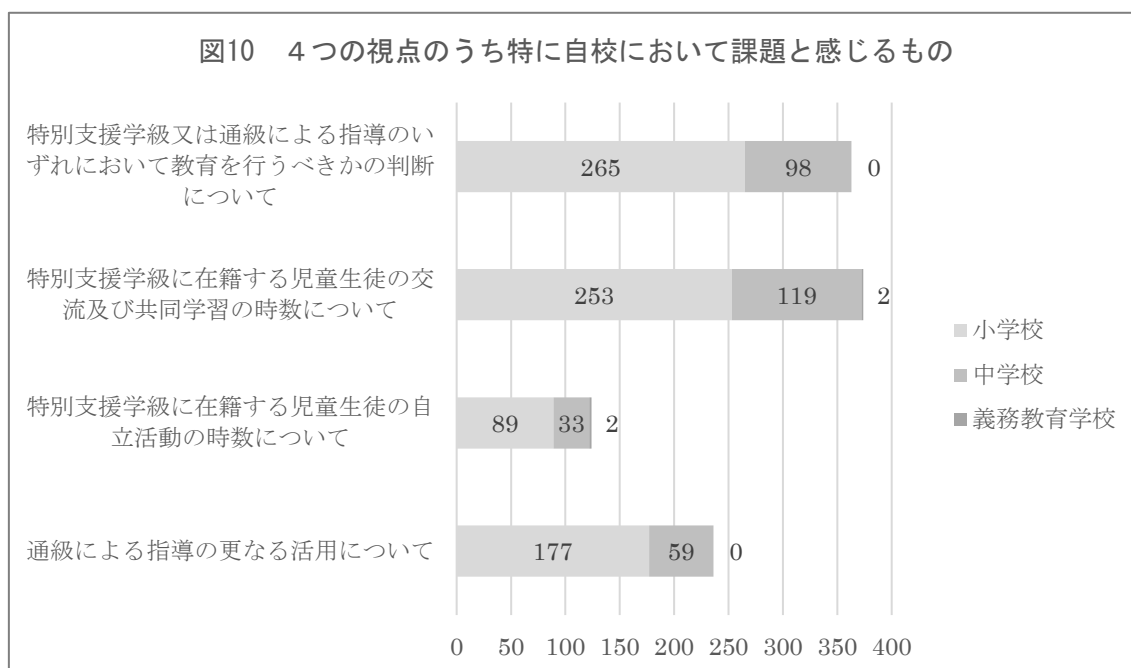
① 調査対象の学校について特に課題と感じている項目

本通知で示された、今後の指導の方向性に関する 4 つの視点について、特に自校において課題と感じている項目について、表 23 のとおり回答を得た。

表 23 4 つの視点のうち、特に自校において課題と感じるもの（単位：校）
（複数回答あり）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について	265	98	0	363
特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時間について	253	119	2	374
特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時間について	89	33	2	124
通級による指導の更なる活用について	177	59	0	236
回答なし	2	0	0	2
その他	18	4	0	22

図 10 4つの視点のうち特に自校において課題と感ずるもの



② 通知文の内容を把握した方法について

本通知の内容を把握した方法について尋ねたところ、表 24 のとおり回答を得た。
教育委員会からの情報提供が重要であることが改めて分かる。

表 24 通知文の把握方法（単位：校）（複数回答あり）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)
教育委員会から	615	230	4
ホームページ	132	51	2
校長会等	133	45	0
その他	86	37	0

③ 通知を踏まえた自治体からの働きかけについて

この通知を踏まえた自治体からの動きの有無について、表 25 のとおり回答を得た。「あった」との回答は、全体の 38.1%であった。

表 25 働きかけの有無（単位：校）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
あった	319 (39.7%)	105 (33.5%)	4 (100%)	428 (38.1%)
なかった	485 (60.3%)	208 (66.5%)	0 (0.0%)	693 (61.9%)

※ 数値は、調査当時のもの

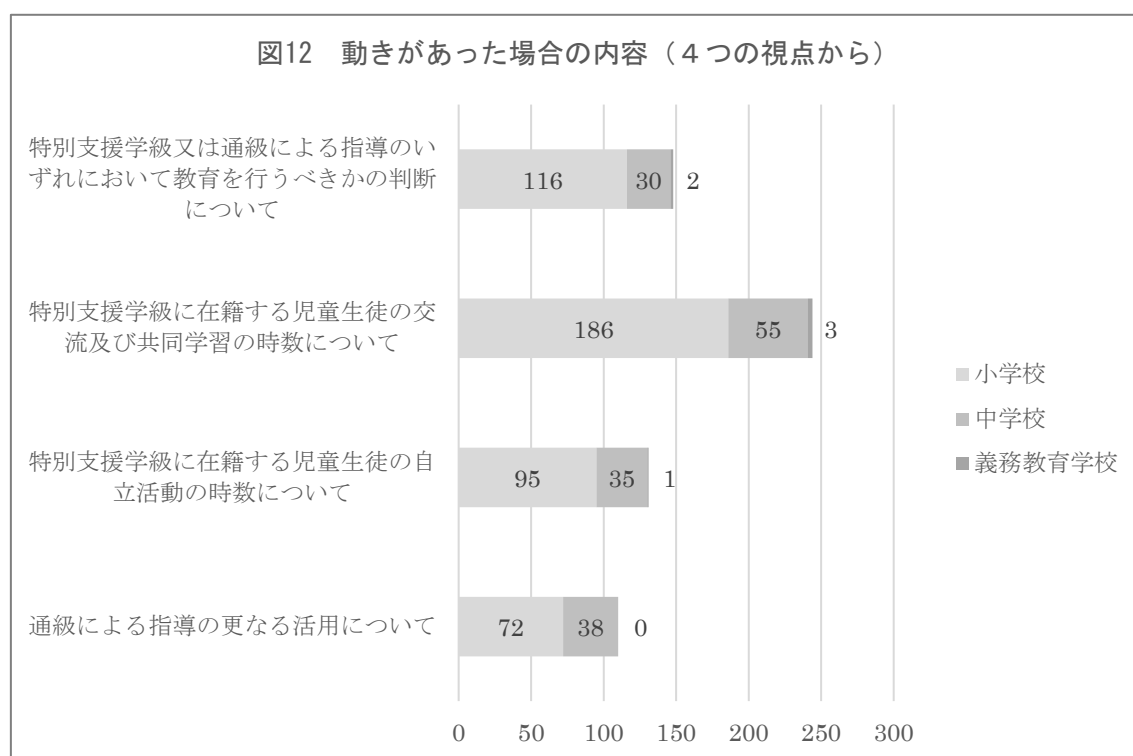
④ 動きがあった際、上掲4つの視点の選択状況

動きが「あった」と回答した場合の内容について、関連する項目について尋ねたところ、表26のとおり回答を得た。

表26 動きがあった場合の内容（単位：校）（複数回答あり）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)
特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について	116	30	2
特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について	186	55	3
特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について	95	35	1
通級による指導の更なる活用について	72	38	0

図12 動きがあった場合の内容



⑤ なかったと回答した場合の今後について

一方、「なかった」と回答をした場合の今後について尋ねたところ、表 27 のとおり回答を得た。

表 27 今後についての動向について（なかったと回答した場合）（単位：校）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
今後何らかの動きがある予定	84 (17.3%)	39 (15.3%)	0 (0.0%)	123 (17.4%)
今後の動きも含め把握していない	389 (80.2%)	175 (84.7%)	0 (0.0%)	564 (80.0%)
その他	12 (2.5%)	6 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (2.6%)

※ 数値は、調査当時のもの

⑥ 通知を踏まえた改善を図るにあたっての課題

この通知を踏まえ、各学校で改善を図っていく上での課題について、自由記述による回答の中で、多く使われていたキーワードを表 28 のように整理した。

表 28 通知を踏まえた改善を図るにあたっての課題と考えられること（一覧）

キーワード	件数	主な内容
教員	58	教員と支援員の増員、特支免許の取得、教員の未配置、専門性を持った教員、現有教員で、適材適所を念頭に校内人事等
特別支援学級	27	特別支援学級（自閉症・情緒学級）運営の在り方、特別支援学級担任の時数、特別支援学級の1学級あたりの生徒数等
必要	25	免許保有者増の必要、実態や発達段階に応じた通常学級との共同学習が必要、定数の改善が必要等
配置	24	人事上の担任配置の問題、組織全体を考えた配置、専門性を有した教員の配置等
不足	22	教師不足の現状、マンパワーの不足、人手不足、教員自体の不足、時間の不足等
保護者	21	保護者の意向、保護者の理解、保護者への通知、学びの場決定にあたっての保護者との連携等
時数	20	特別支援学級で受ける授業時数、交流及び共同学習の時数、特別支援学級担任の持ち時数等
支援	19	特別支援教育に関する校長自身の知識、特別支援教育についての認識や子どもにとらえ方の違い等
専門性	16	専門性をもった教員の育成、専門性向上の体制、専門性を有した教員不足等
通常	15	通常学級担任の理解、通常学級や校務分掌についてもキャリアパスを意識、通常学級担任の不足等
実態	14	実態に即した運用、実態や発達段階に応じた通常学級との共同学習、実態把握についての情報不足

（２）免許法の改定に伴う研修履歴の記録について

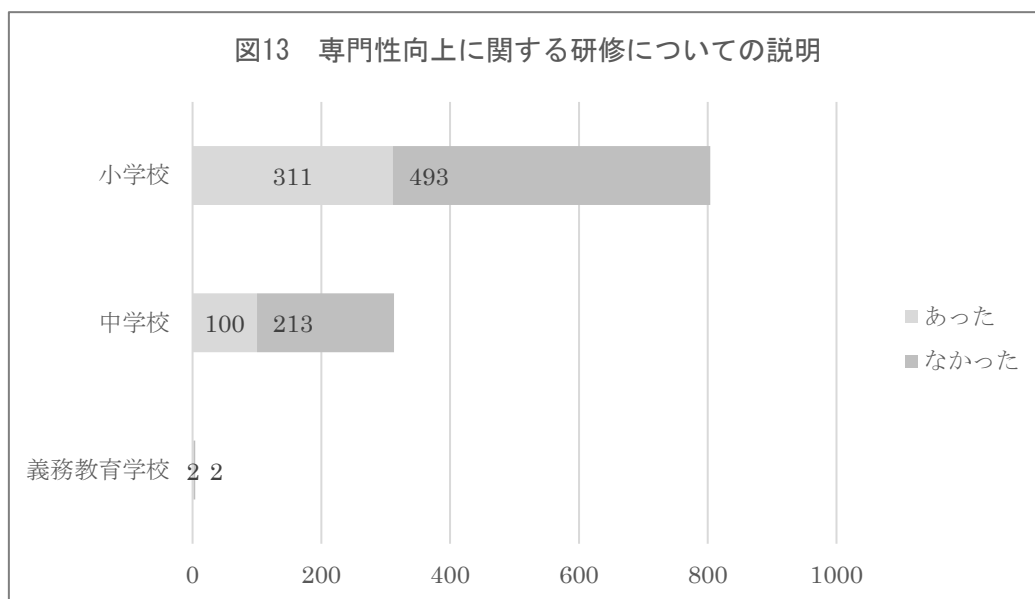
免許法の改定に伴い、研修履歴の記録等に関する法的整備がなされる。この仕組みにより、専門性をより向上させるための研修の充実が図られることが今後求められる。この研修の充実についての説明が教育委員会からあったかについて尋ねた。結果は、次のとおりである。

表 29 専門性向上に関する研修についての説明（単位：校）

	小学校 (n=804)	中学校 (n=313)	義務教育学校 (n=4)	合計 (n=1,121)
あった	311 (38.7%)	100 (31.9%)	2 (50.0%)	413 (36.8%)
なかった	493 (61.3%)	213 (68.1%)	2 (50.0%)	708 (63.2%)

※ 数値は、調査当時のもの

図 13 専門性向上に関する研修についての説明



5 その他

「特別支援教育についての課題」や、「充実させるための意見等」について1,464件の自由記述があった。記述内容から抽出したキーワードのうち、特に件数が多かった内容は、表30のとおりである。

また、主な記述内容は以下のとおりである。記述は、内容の重複を避けつつ、意味が損なわれない範囲で文言を整理している。

表30「特別支援学級の課題」や「充実させるための意見等」について自由記述があった内容から抽出したキーワードのうち、特に件数が多かった内容

キーワード	件数	主な内容
支援	327	教員と支援員の増員、特別支援教育に関する専門的知識のある教職員の育成と配置等
教員	210	教員の専門性の向上、学級編成基準の見直しと教員定数の改善等、教員免許状の取得等
特別支援学級	183	特別支援学級の学級編成基準の見直し、特別支援学級の担任の数や共同学習の在り方、特別支援学級担任の専門性の確保等
研修	128	特別支援教育に関する研修の充実、専門的な研修を受けた教師を増やす、指導力を向上するための継続的な研修等
配置	110	実態に合わせた教室設置と担任配置、在籍児童数の多い学級には複数の支援員配置、要支援児童の増加に見合う職員配置等
人材	97	質の高い人材の確保、特別支援に関わる指導主事などの人材不足、長期的に見越した人材育成等
専門性	96	専門性の高い人材採用、学級増による担任の専門性の確保、教員の免許取得率向上と専門性の向上等
確保	94	人的配置や予算確保、校内支援委員会の時間確保、通級指導教室の職員に対する研修機会の確保等
経験	88	特別支援学級や通級指導教室の経験、自身の特別支援学校勤務の経験、教員養成課程や採用枠、あるいは若いうちに経験等
在籍	58	在籍する保護者向けの特別支援教育講座、重度の子どもが在籍、特別支援学級や通級指導教室の在籍者増等
必要	38	専門的な知識や具体的な指導法について学ぶ必要、通常学級における支援が必要な児童の増加に伴う対応等

○「特別支援学級の課題」や「充実させるための意見等」についての主な自由記述

① 専門性の向上及び人材育成

- ・市内特別支援学級増による特別支援学級担任の専門性の担保
- ・特別支援教育や通常の教育を充実させるためには人が必要
- ・個別最適で協働的な学習を行う力量を教職員がつける。
- ・特別支援教育は全ての教員が当たり前に行っていくべきものという意識が必要
- ・「専門性が高くないとできない」としりごみをする教員がいる。
- ・通常の学級で、個別の教育的支援を実践できる力を教員が身に付ける必要性

② 研修制度

- ・特別支援教育の在り方や必要性など、教職員への啓発・研修をより活性化
- ・学校内での特別支援教育に関する研修の充実
- ・全教職員の特別支援教育に関する知見を高め、アセスメントと具体的な指導力向上

③ 校長のリーダーシップ

- ・全教職員が特別支援教育を理解し、自分ごとと考えられるようにする。
- ・特別支援教育に関する理解を学校全体で高める。
- ・一人一人の特性を理解し、尊重しながら生活できる学校をつくる。
- ・誰一人取り残さない教育、インクルーシブ教育を推進し共生社会を目指したい。
- ・特別支援教育は人権教育と合わせて教育の根幹

④ 校内体制の充実

- ・多様性を認め合うとともに、誰もが過ごしやすい環境をつくる。
- ・医療や相談機関との連携も不可欠
- ・どの教員についても特別支援教育の知識が必要
- ・定年延長や定数欠員状態の中で、単学級である特別支援学級担任を若い教職員に任せるのは難しい。
- ・保護者向けの特別支援教育講座の開設

⑤ 学級編成基準の見直し

- ・個別最適な学びが求められる中、複数の学年が在籍する特別支援学級の定数改善
- ・教員と支援員の増員及び特別支援学級1学級当たりの児童生徒数
- ・定数で配置されている教員だけでは、安心・安全に学校生活を送らせることが困難
- ・人的配置、予算確保について引き続き行政に要望
- ・特別支援教育コーディネーターが多くの授業をもたざるを得ない。専任制の導入
- ・標準法の改正による定数増
- ・自閉症・情緒障害の生徒たちの進路先がなくて困っている。

⑥ 人事上の工夫

- ・若いうちから支援学級を担当する経験をさせていくことが人材育成につながる。
- ・特別支援学校との人事交流が必要
- ・支援学校での勤務経験のある教員が人事交流等で通常の学級へも異動
- ・配当された教員を校内人事、担任に割り振るのが精一杯
- ・県費でも市費でも支援員の配置

⑦ 教員免許状の取得に関すること

- ・教員の免許取得率向上と専門性の向上
- ・特別支援教育の免許を取得している教師、専門的な研修を受けた教師を増やすことが必要
- ・免許を取得したいと考えている教員はいるが、講習等の機会が限られている。
- ・特別支援教育に関する免許が取得しやすい制度

Ⅶ 考察

本調査の目的は、全国の特別支援学級・通級指導教室設置学校の課題を把握するとともに、今後の特別支援教育の推進や充実、国への提言等を検討するための基礎データとすることである。

そこで、今年度も、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導教室を対象とし、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について現状を調査した。また、令和4年3月の特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議の報告を受け、特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫を調査した。さらに、文部科学省通知並びに教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正に伴う施策や改善に向けた取組の進捗についての実態把握を行った。

1 基本調査

基本調査結果においては、学級経営、教室経営、人材育成の視点から、特別支援学級、通級指導教室の正規雇用の教員人数と特別支援学級、通級指導教室の主任の学級等での教職経験年数に注目し、経年調査を行っている。

知的障害特別支援学級を担当及び担当する正規雇用の教員は1名と回答している学校が昨年度は多かったが、今年度の調査では、教員数が増加していることが分かる。一方で、1名となっている学校は、小学校11.9%、中学校12.8%となっている。

自閉症・情緒障害特別支援学級について、1名と回答している学校は、小学校12.0%、中学校10.9%となっている。同様に通級指導教室担当教員についても1名と回答している学校は、小学校13.3%、中学校12.8%となっている。

引き続き、校長としては、一人で学級経営、教室経営、指導を行っている現状があることも踏まえながら、一方で、教員数の増加に伴う組織的運営に関する指導・助言するとともに、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員だけではなく、全教員で組織的に特別支援教育を推進するための方策を考える必要がある。

また、知的障害特別支援学級の主任の特別支援学級等での経験年数が1～5年と回答している学校は、小学校43.7%、中学校で57.5%であり、11年以上と回答している学校は、小学校32.3%、中学校19.9%である。また、自閉症・情緒障害特別支援学級の主任の特別支援学級等での経験年数が1～5年と回答している学校は、小学校44.9%、中学校56.9%となっている。11年以上と回答している学校は、小学校32.2%、中学校21.7%となっている。通級指導教室の主任の特別支援学級等での経験年数が1～5年と回答している学校は、小学校37.5%、中学校53.5%となっている。11年以上と回答している学校は、小学校33.9%、中学校22.1%である。小学校・中学校ともに、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級における主任の教職経験年数が1年以上6年未満が全体の4割以上となっており、教職経験の浅い教員が主任としても役割を担っていることが伺える。

今後は、特別支援学級や通級指導教室に教職経験が10年未満の教員が配置されることが予想される。学級経営、教室運営、指導方法等の専門性を担保する観点から、校内の研修や研究の充実を図り、教育委員会や研究会等と連携しながら、教員の専門性の向上に向けた取組を充実させることが不可欠である。更に、十分な引継ぎや特別支援学級や通級指導教室の計画的な人事配置が引き続き、重要と考える。この仕組みに関しても、年複数回の実施など、行政による改善策が講じられている。

また、特別支援学級及び通級指導教室の主任の特別支援学校教諭免許状保有の経年比較は、表23のとおりである。学級種別にかかわらず、これまでの取組により、今年度になって保有状況が改善されている傾向にある。一方で、各教員の特別支援教育の専門性を高めるために、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当教師に対し、継続して、学校内外で当該教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築するとともに、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた免許法認定講習等を学びの機会として活用することが重要と考える。

表31 特別支援学級等主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況の経年比較

学級等別	調査年度	保有している	現在、取得中	保有していない
知的障害特別支援学級の主任	令和5年度	44.2%	5.1%	50.7%
	令和4年度	37.9%	4.6%	57.4%
	令和3年度	39.9%	4.6%	55.5%
	令和2年度	29.2%	2.6%	68.2%
自閉症・情緒障害特別支援学級の主任	令和5年度	44.6%	5.3%	50.1%
	令和4年度	38.4%	4.0%	57.6%
	令和3年度	38.2%	4.7%	57.1%
	令和2年度	27.3%	2.8%	69.9%
通級指導教室の主任	令和5年度	49.1%	4.8%	46.1%
	令和4年度	42.8%	2.2%	55.0%
	令和3年度	42.2%	3.1%	54.7%
	令和2年度	31.4%	1.8%	66.8%

2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について

(1) 自校の特別支援学級や通級指導教室の担任と、自校の通常の学級の担任とが特別支援教育に関して相互に学び合う工夫や仕組みについて

特別支援学級や通級指導教室の担当教員と、自校の通常の学級の担任とが特別支援教育に関して相互に学び合う仕組みについては、小学校の91.8%、中学校の85.0%が「ある」と回答した。「ない」と回答した割合が前年度とあまり変わらないことを踏まえ、特別支援学級又は通級による指導と通常の学級の教師が相互に学び合う機会や方法を工夫し、学校全体で特別支援教育に関する学びを支える仕組みを、引き続き構築する必要がある。

(2) 特別支援学級や通級指導教室の担任と自校の通常の学級の担任とが特別支援教育に関して相互に学び合う工夫について

表32 特別支援教育に関して相互に学び合う工夫（複数回答）

工夫の内容	令和5年度	令和4年度
通常の学級の担任が、自校の特別支援学級の児童生徒と日常的に携わる機会を設けている。	73.9%	79.4%
自校の通常学級の担任が、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わる機会を設けている。	57.0%	58.9%
特別支援学級や通級指導教室の担任と通常の学級の担任との交換授業を行う機会を設けている。	16.9%	24.0%
国立特別支援教育総合研究所の学習コンテンツを活用推奨している。	6.5%	2.8%

特別支援学級や通級指導教室の担任と自校の通常の学級の担任とが特別支援教育に関して相互に学び合う工夫については、「通常の学級の担任が、自校の特別支援学級の児童生徒と日常的に携わる機会を設けている」が最も多く、回答校の73.9%が選択している。次いで多かったのが、「自校の通常学級の担任が、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わる機会を設けている」（57.0%）であった。また、「特別支援学級や通級指導教室の担任と通常の学級の担任との交換授業を行う機会を設けている」を選択した回答校は16.9%であった。通常の学級と特別支援学級、通級指導教室で連携・協働しながら教員の専門性を向上させる仕組みをつくっていくことは、今後益々重要になると考える。また、「国立特別支援教育総合研究所の学習コンテンツを活用推奨している」は、回答校の6.5%が選択している。教職員間で情報を共有し、児童生徒の課題に即した学習コンテンツの活用をさらに活用していくことが期待できる。また、その他の学び合う工夫もある。様々な障害種別の研修、特別支援教育の校内研修の実施、特別支援学級と通級指導教室による公開授業、校内研究会、児童生徒の情報交換、具体的な支援に結び付くケース会議の実施、特別支援教育だよりの定期的発行等がある。外部との連携としては、特別支援学校巡回相談員の活用、関係諸機関の研修会への参加、特別支援学校の指導教諭を招聘した講義の受講等も挙げられている。特別支援教育に関して学び合う工夫をする際の参考資料として貴重である。

(3) 学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていること

学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていることについて、「学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している」の選択が最も多く、次に「特別支援教育に関する内容を学校評価の項目・指標に盛り込んでいる」であっ

た。「特別支援教育を担う教員の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）では、教師の専門性の向上のための具体的方向性として、任命権者及び校長は、「管理職（特に校長）は、学校全体の課題として特別支援教育が取り組まれるよう、学校教育目標や目指す教師像など学校経営方針や学校経営計画において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、各学校が行う学校評価の中核となる評価項目・指標としても必ず盛り込むこと。」、「校長は、各教師に適切な経験が得られ、納得感を持って特別支援教育に前向きに取り組まれるよう、各教師との積極的な対話を図ること。」と示されている。

管理職においては特別支援教育を学校運営の柱の一つとして据え、自ら専門性を高めるとともに、学校全体による支援体制の構築や対話や研修の奨励をより一層進め、特別支援教育の更なる推進に寄与していきたい。

（４）「学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している」を選択した場合の具体的な内容

学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している場合の具体的な内容について、「特別支援教育を学校全体で行うために必要な体制の構築を念頭に置いた記述」が最も多く、次に「特別な支援を必要とする子供を含めて全ての子供に対する授業づくりや環境作りの実現に関する記述」であった。その次に、「全教師の特別支援教育に対応する専門性を高めることに関する記述」が続いている。専門性の向上に意を用いている学校が多いことが分かる。

各学校の通常の学級にも障害のある児童や教育的ニーズに応じた支援を必要とする児童が在籍する。小中学校等の通常の学級における「特別支援教育」の重要性を理解し、学校経営方針や学校経営計画に、特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、各学校が行う学校評価の中核となる評価項目・指標としても盛り込むことが大切と考える。

（５）校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容

校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容については、「交流及び共同学習の在り方について」が最も多く、次いで「保護者相談の在り方、保護者への対応について」であった。

教師の特別支援教育に関する専門性を向上させるためには、管理職自身の特別支援教育に関する理解と経験、リーダーシップを発揮したい。そのためにも、校長自身が積極的に研修に参加する等して自分自身の資質能力を高め、「国や都道府県の特別支援教育に関する情報」（なお、ここには、後述4「文科省通知並びに教特法や免許法の改正に伴う進捗状況」の考察も参照されたい。）、「特別支援教育のセンター的機能や地域資源の活用」、「キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導」、「自立活動の指導」等についても、更に指導・助言を進めるとよい。また、各教師に適切な経験が得られ、納

得感を持って特別支援教育に前向きに取り組まれるよう、校長は各教師との積極的な対話を専門性向上のための研修とも結び付けながら図ることが求められる。

（６）特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組について

特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組については、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて」、「校内での教育相談体制づくり及び校内委員会の在り方について」、「教育的ニーズのある児童生徒に応じた具体的な支援、指導の方法について」、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のアセスメントについて」等の複数回答があった。

調査の結果より、多くの学校において、特別支援学級担任や通級指導教室担当教員が専門性を活用して、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、校内の教育相談体制づくり及び、校内委員会の在り方、教育的ニーズのある児童生徒に応じた具体的な支援、指導の方法、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のアセスメント等を活用した実践を行っている。

これらの取組を継続させ、更なる充実のための工夫を施すことにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援に結び付くとともに、通常の学級の教員の特別支援教育に関する資質能力の向上にもつながる。特別支援学級担任と通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組を益々充実させ、学校全体の特別支援教育の推進を図りたい。

（７）特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象に実施した研修内容

特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象に実施した研修内容については、「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて」が最も多く、次いで、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や個別の支援が必要な児童生徒への指導方法について」、「校内での教育支援体制づくり及び校内委員会の在り方について」、「ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて」となった。また、その他の回答の中には、特別支援学級や特別支援教室の担任だけではなく、全教職員に特別支援教育についての研修を行っている取組例があった。

このことを踏まえ、校長は、特別支援学級の担任と通級による指導を担当する教師にそれぞれ求められる資質能力を基に、特総研の学習コンテンツ等も活用しつつ、研修を実施・推奨することが求められる。学校の特別支援教育の専門性を担保する上でも、学校全体による校内研修の充実を更に図っていきたい。

（８）特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けて、効果的だと考える工夫や仕組

特別支援学級や通級指導教室担当教員の専門性向上に向けて、効果的だと考える工夫や仕組について、1,108件という多くの自由記述をいただいた。記述内容から抽出したキー

ワードのうち、特に件数が多かった内容は、「研修」に関する内容で305件の回答があった。以下、回答の一部をまとめ、掲載する。

①校内で行う研修として

「外部の特別支援教育アドバイザーから直接指導を受ける」

「校内における研究授業」「通常学級担任と共同した研修会」

「全職員による授業づくり研修」 等

②外における研修として

「特別支援学級初心者研修会」「他校との研修交流」「特別支援学級間での授業参観」「外部機関による研修」 等

③外部機関との連携として

「特別支援学校や大学との連携及び共同研究」「特別支援学校のセンター機能の充実」「特別支援教育巡回相談員の活用」 等

④オンデマンド配信等ICTを用いた研修として

「国立特別支援教育総合研究所のホームページの活用」「ICTを活用したオンデマンド研修」 等

⑤その他、専門性向上に向けた工夫として

「特別支援学校教諭免許状の取得」「すべての教員が支援学級の担任を経験」

「特別支援学校への交流人事」「校種間の人材交流」等の人事上の工夫、

「学校間の情報交換」「他校の特別支援学級等と情報交換」「事例検討会や教材教具の工夫等の情報交換」「通常学級との相互の情報交換」 等

これらの回答は、今後の研修充実に寄与するアイデアとして貴重なものである。学校や地域の実態や課題に応じて、効果的だと考える工夫や仕組みについて、教育委員会とも連携しながら、実践していきたい。

（９）自校の特別支援教育コーディネーターの職について

自校の特別支援教育コーディネーターの職については、特別支援学級の教諭や主任教諭と回答した割合が高く、通常の学級の教諭や主任教諭よりも多く指名されていることが分かった。

特定の教師に負担が偏ることなく、また、特別支援教育コーディネーターの役割が十分に発揮されるような人材の配置と、研修等の支援体制を構築することが必要である。また、複数配置のみでなく、今後は、一部の自治体で取組が始まっている専任化への対応が拡大されていくことを期待したい。

(10) 自校の教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名について

表33 キャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名

	意識して指名	特段の意識なし	今後意識していく
令和5年度	63.8%	19.2%	17.0%
令和4年度	66.1%	18.9%	15.0%

自校の教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名については意識していると回答した割合が63.8%であった。「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）には、「任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること」と具体的な方向性が示されている。校長としては、教員のキャリアパスを意識した特別支援教育コーディネーターの指名を行うよう配慮する必要がある。なお、特別支援教育コーディネーターには、地域で切れ目ない支援を充実するために、教育のみならず、他分野も含めた関係機関や外部専門家等との連携という重要な役割がある。校長は、特別支援教育コーディネーターがこうした役割を発揮できるよう、特定の学級だけでなく、学校全体を見渡し、外部の関係機関とも円滑に調整・連携を行うことができる立場又は資質能力を有する教師を充てるなど、校内体制を整備することも求められる。そのためにも、様々な業務を適切にこなすためにも、専任化に期待したい。

3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について

(1) 採用10年までに特別支援教育を2年以上経験したことのある教員について

表34 特別支援教育に関する経験を2年以上有する教員

	小学校	中学校
令和5年度	27.3%	51.5%
令和4年度	22.6%	43.0%

小学校、中学校、義務教育学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験を2年以上有する教員は、小学校は全体の27.3%（昨年度22.6%）、中学校は全体の51.5%（昨年度43.0%）、義務教育学校は全体の28.6%であった。また、小学校では「特別支援学級」、中学校や義務教育学校では「特別支援学級の教科担任」の経験がある教員が最も多かった。

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和４年３月）」では、任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めることを求めている。今後は、全ての新規採用教員がおおむね 10 年目までの期間内において、特別支援教育を経験するよう体制の構築を図ることが重要と考える。この取組については、すでに講じられている自治体が増えており、調査結果からもその様子が反映されてきていると考える。

（２）通常学級の学級担任を含む教師について、特別支援教育の経験者を増やすことを念頭にいた人事配置について

通常学級の学級担任を含む教師について、特別支援教育の経験者を増やすことを念頭にいた人事配置を行っているとは回答した割合が、小学校で59.8%（昨年度50.2%）、中学校で49.5%（昨年度38.9%）であった。校長としては、適切なマネジメントを行い、教員に特別支援教育の経験が得られるよう工夫することが大切と考える。さらに、校長は、小学校等において、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で交換授業や授業研究をするなど、連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努める必要があり、更なる改善に向けた取組が望まれる。なお、自由記述の中には、人事配置を行うにあたり、専門性の担保のほか、配置する教員自体の不足を指摘するものが多くあった。

教員の採用、育成、確保に関しても、配慮することが必要である。そのためにも、教員の配置に関する基準、すなわち、担当する児童・生徒数の上限を下げていくことを要望していきたい。

４ 文部科学省通知並びに教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正に伴う施策や改善に向けた取組の進捗について

（１）文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の内容に関する各校の把握状況

本通知に関して、自治体からの働きかけがあったかの回答結果は、「あった」とする回答が、38.1%、「なかった」とする回答が、61.9%であった。

本通知は令和４年４月２７日付、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について、各校で行われている指導の実態調査「特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果について」（令和４年４月）の結果に基づき、文部科学省から改善に必要な具

体的な事例も紹介しながら周知を図る目的で各都道府県及び政令指定都市等教育委員会へ発出されたものである。

本通知の周知にあたって、学校自体の周知に関する認識及び自校において最も重要とされた視点は、「特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について」「特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について」「特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について」「通級による指導の更なる活用について」の順になっている。実際の指導を行うにあたって直接関連のある視点がより重要とされている。

なお、視点を踏まえた改善を図るにあたっての取組が各学校で行われているが、その際、課題になっていることとして、「児童生徒の実態」「学校の規模」などの指摘がある（詳細は、P32にある、実施にあたっての課題に関する自由記述を参照）。

本通知を踏まえ、各区市町村等教育委員会の各校へ情報提供する際、どのような内容をどのような方法で伝えたかによって、学校の受けとめ方に違いがあるものとする。

一方で、「ない」との認識をもっている学校があることから、本通知をはじめとする、文科省からの通知の周知については、更なる周知の徹底を図ることが必要と考える。地教委には、種々様々な通知が送られてくるが、その所掌事務担当者は限られている場合が多い。とりわけ、学齢人口が少ない地区では、一人の担当者がいくつもの業務を担当しており、すべての通知を学校に周知させていくことが難しい状況がある。よって、本通知のように、とりわけ、児童・生徒の指導に直接関係する内容の周知が各学校で図られるための方策を一層考えていく必要がある。

例えば、周知に関しては、周知がされているかについてのダブルチェック機能の確立、動画やオンラインを活用したオンデマンド配信による周知の複数回設定、特総研をはじめとする機関から提供される情報の常時活用、教育委員会指導主事への研修等を通じて、情報提供の仕方を検討し、確実な周知を図っていくことを願いたい。

また、行政説明の資料には、後日、本通知に関するQ&Aが出されている。ここには、各学校が取り組むべき方向性や具体的な改善策が盛り込まれている。発出後に行われて指導資料の提供に関しても、各校に伝わっていくことが必要と考える。

いずれにしても、本設問を通して、本通知の趣旨を改めて確認することができたとともに、実際の指導への反映度合いを振り返る機会となった。

（２）教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正に伴う研修の進め方に関する進捗状況について

① 専門性向上に関する研修履歴の記録について

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和４年７月１日）により、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命する教委による研修等に関する記録

の掲載並びに資質の向上に関する指導及び助言に関する規定を整理し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講じた。

その中で、校長や教員の専門性向上を図る研修の充実が求められている。

このことに関して、地教委から説明があったかとの問いに、

「あった」とする回答は、36.8%、「なかった」とする回答は、63.2%であった。

専門性を向上させるための研修の実施とその記録にあたっては、教委及び学校が連携し、取り組む中で、教委ごとに対応が行われている中、県単位、市単位、郡単位、学校単位等々、様々な規模での研修が行われていることが回答から把握できる。例えば、「他校との連携した研修会の実施」「特別支援学級担当者による公開授業への参加」等、その内容や工夫も様々に行われている。（詳細は、P22にある、自由記述のまとめも参照）。

一方で、回答及び自由記述の中には、研修のしくみづくりについて、今後、「行われる予定」と回答・記述をしている学校がある。また、校長がすべき役割として十分な話し合いを教員ともつことの大切さを指摘している回答がある。校長としての専門性を発揮する場の一つとして、今後、教員との対話をより充実させたものにしていくことが大切である。そのためには、自己申告等これまでにある相談や協議をする場として設定されているものを有効に活用し、能力開発をテーマとした話し合いの継続を確実に行っていきたい。

また、地教委からの説明が「なかった」と回答している学校が6割近くあることから、先掲の通知の周知に関する考察でも触れたとおり、研修のしくみづくりを専門性向上に向けた研修内容の充実について、学校と教委とが連携して構築を進めていき、実際の運用に結び付けていくことが急務である。

このことに関しても、前掲のQ&Aにある内容が参考となる。参照されたい。

資料 1

令和 5 年度 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会全国調査

I 調査目的

全国の特別支援学級・通級指導教室設置学校の課題を把握するとともに、今後の特別支援教育の推進や充実、国への提言等を検討するための基礎データとする。

II 調査対象

各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導教室を設置する小・中学校の校長（全特協の各地区理事を通して、約10%の抽出）

III 調査期間 令和 5 年 8 月 1 4 日（月）～ 令和 5 年 9 月 1 日（金）

IV 調査内容

- 1 基本調査（教職員数、校長自身の教職経験 等）
- 2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について
- 3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について
- 4 文科省通知並びに教特法及び免許法改正に伴う取り組み状況について
- 5 その他

V 回答方法

- ・令和 5 年 8 月 1 日現在の貴校の状況について回答してください。
- ・校長先生ご自身が入力してください。
- ・全特協のホームページ上「令和 5 年度全国調査」から回答してください。ウェブでの回答ができない場合は、「令和 5 年度全国調査」「全国調査回答用紙」をダウンロードし、調査部長宛て、電子メール、郵送、ファクシミリいずれかの方法で調査回答用紙をご提出ください。
- ・調査の項目と回答フォームは、
次の URL または、2 次元バーコードからお入り願います。

<http://iwbc.sakura.ne.jp/question/tjyXC6/1255/>



〔問合せ先〕

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
調査部長 大場 一輝

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘 5-19-1

電話 03-3428-8384

ファクシミリ 03-3428-8535

E-mail kou029@setagaya.ed.jp

1 基本調査（教職員数、校長自身の教職経験等）

- (1) 学校が所在する都道府県名をご記入ください。（例 ○○県）

- (2) 学校名をご記入ください。（例 ○○市区町村立○○小・中学校）

- (3) 学校種等を選択してください。

- ア 小学校
- イ 中学校
- ウ 義務教育学校

- (4) 貴校に知的障害特別支援学級は設置されていますか。

設置されている場合は、知的障害特別支援学級の児童・生徒数を記入してください。

- ア 設置されていない
- イ 学級の児童数 () 名

- (5) 貴校に自閉症・情緒障害特別支援学級は設置されていますか。

設置されている場合は、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数を記入してください。

- ア 設置されていない
- イ 学級の児童数 () 名

- (6) 貴校に通級指導教室は設置されていますか。

設置されている場合は、通級指導教室の児童・生徒数を記入してください。

- ア 設置されていない
- イ 学級の児童数 () 名

- (7) 貴校の学級等のそれぞれを担当及び担当する正規雇用の教員の人数を選択してください。

※ 「正規雇用の教員」とは、常時勤務する者を指し、常勤講師や産休代替者及び育児休業代替者を含めます。また、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する場合には含めます。

- ア 0名
- イ 1名
- ウ 2名
- エ 3名
- オ 4名
- カ 5名
- キ 6名以上

- (8) 貴校の学級等それぞれを担当する正規雇用以外の教員の人数を選択してください。

※ 「正規雇用以外の教員」とは、非常勤講師などを指します。

- ア 0名
- イ 1名
- ウ 2名
- エ 3名以上

- (9) 貴校の学級等それぞれを担当する特別支援教育支援員の人数を選択してください。
- ※ 「特別支援教育支援員」とは、教育免許状等の資格は不問であり、直接児童生徒に支援をしている者を指します。名称は各自治体により異なります。
- ア 0名
イ 1名
ウ 2名
エ 3名以上
- (10) 貴校の学級等それぞれの主任について伺います。主任の教職経験年数（令和6年3月現在）を選択してください。
- ※ 「主任」とは特別支援学級のリーダー的な立場の教員を指します。特別支援学級に1人しか教員がいない場合には、その教員を「主任」とします。
- ア 1年以上6年未満
イ 6年以上11年未満
ウ 11年以上16年未満
エ 16年以上21年未満
オ 21年以上26年未満
カ 26年以上31年未満
キ 31年以上
- (11) (10)で答えたそれぞれの主任の学級等での経験年数（令和6年3月現在）を選択してください。
- ア 1年
イ 2年
ウ 3年
エ 4年
オ 5年
カ 6年以上11年未満
キ 11年以上
- (12) (10)で答えたそれぞれの主任の特別支援学校教諭免許状の保有状況を選択してください。
- ア 保有している
イ 保有していない
ウ 現在、取得中
- (13) (10)で答えたそれぞれの主任は、特別支援学校での勤務経験がありますか。
- ア ある イ ない
- (14) 校長自身の通級による指導や特別支援学級、特別支援学校などでの教職経験を選択してください。（ア、イ、ウについては複数回答可）
- ア 通級による指導での教職経験がある
イ 特別支援学級での教職経験がある
ウ 特別支援学校での教職経験がある
エ 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校にかかわる教職経験はない

2 特別支援学級担任・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組について

- (15) 自校の特別支援学級や通級指導教室の担任と、自校の通常の学級の担任とが特別支援教育に関して相互に学び合う工夫や仕組はありますか。
- ア 相互に学び合う工夫や仕組はある→(15)へ
イ 相互に学び合う工夫や仕組はない→(16)へ
ウ 相互に学び合う工夫や仕組はつくる予定である→(16)へ

(16) (15)でアと回答した相互に学び合う工夫や仕組みについて、あてはまる内容を選択してください。（複数回答可）

ア 自校の通常の学級の担任が、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わる機会を設けている。

イ 通常の学級の担任が、自校の特別支援学級の児童生徒と日常的に携わる機会を設けている。

ウ 特別支援学級や通級指導教室の担任と通常の学級の担任との交換授業を行う機会を設けている。

エ 国立特別支援教育総合研究所の学習コンテンツを活用するよう推奨している。

オ その他、工夫や仕組みがあれば記述してください。

--

(17) 学校全体の課題として特別支援教育に取り組むために行っていることを選択してください。（複数回答可）

ア 学校経営方針や学校経営計画に特別支援教育に関する目標を設定している。→(18)へ

イ 特別支援教育に関する内容を学校評価の項目・指標に盛り込んでいる。→(19)へ

ウ 日頃から特別支援教育に関する知見を習得する必要性やキャリアパス(※)について教員と対話している。→(19)へ

エ その他（ ）

※ 本調査では、キャリアパスを以下のような意味で使用する。

「キャリアパス（Career path）」とは、人材育成制度の中でどのような職務にどのような立場で就くか、またそこに到達するためにどのような経験を積みどのようなスキルを身に付けるか、といった道筋のことをいう。

(18) (17)でアを選択した場合、具体的な内容について選択してください。（複数回答可）

ア 特別支援教育を学校全体で行うために必要な体制の構築を念頭に置いた記述がある。

イ 特別な支援を必要とする子供を含め全ての子供に対する授業づくりや環境作りの実現に関する記述がある。

ウ 特別支援学級、通級による指導の運営について記述がある。

エ 全教師の特別支援教育に対応する専門性を高めることについて記述がある。

オ 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等の人材育成について記述がある。

カ 保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に関する記述がある。

キ 学校間や関係機関との連携の推進に向けた記述がある。

ク その他（ ）

(19) 校長自身が特別支援学級担任や通級指導教室担当教員に指導・助言している内容を選択してください。（複数回答可）

ア 特別支援学級や通級指導教室の教育課程の編成について

イ 教科別の指導や教科等を合わせた指導について

ウ 自立活動の指導について

エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて

オ 交流及び共同学習の在り方について

カ キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導について

キ 合意形成と合理的配慮の提供について

ク 保護者相談の在り方、保護者への対応について

ケ 専門機関（医療、福祉等）との連携について

コ 特別支援教育のセンター的機能や地域資源の活用について

- サ 国や都道府県の特別支援教育に関する情報について
 - シ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や個別の支援が必要な児童生徒への指導方法について
 - ス ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて
 - セ 校内での教育支援体制づくり及び校内委員会の在り方について
 - ソ その他（ ）
- (20) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性を活用した取組について選択してください。（複数回答可）
- ア 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のアセスメントについて
 - イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて
 - ウ 教育的ニーズのある児童生徒に応じた具体的な支援、指導の方法について
 - エ 合意形成と合理的配慮の提供について
 - オ 交流及び共同学習の在り方について
 - カ 特別支援学校のセンター的機能の活用方法について
 - キ ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて
 - ク キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導について
 - ケ 校内での教育相談体制づくり及び校内委員会の在り方について
 - コ 保護者相談の在り方、保護者への対応について
 - サ 専門機関（医療、福祉等）との連携について
 - シ 特別支援学校のセンター的機能や地域資源の活用について
 - ス 国や都道府県の特別支援教育に関する情報について
 - セ 実施していない
 - ソ その他（ ）
- (21) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を対象とした研修を実施した学校は、研修内容を選択してください。（複数回答可）
- ア 特別支援学級や通級指導教室の教育課程の編成について
 - イ 教科別の指導や教科等を合わせた指導について
 - ウ 自立活動の指導について
 - エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用、計画の見直しについて
 - オ 交流及び共同学習の在り方について
 - カ キャリア教育を含めた、障害のある児童生徒の進路指導について
 - キ 合意形成と合理的配慮の提供について
 - ク 保護者相談の在り方、保護者への対応について
 - ケ 専門機関（医療、福祉等）との連携について
 - コ 特別支援学校のセンター的機能や地域資源の活用について
 - サ 国や都道府県の特別支援教育に関する情報について
 - シ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や個別の支援が必要な児童生徒への指導方法について
 - ス ユニバーサルデザインによる授業づくり、学習環境づくりについて
 - セ 校内での教育支援体制づくり及び校内委員会の在り方について
 - ソ 実施していない
 - タ その他（ ）
- (22) 特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の専門性の向上に向けて、効果的だと考える工夫や仕組があれば記入してください。（自由記述）

(23) 自校の特別支援教育コーディネーターの職を選択してください。(複数回答可)

- ア 通常の学級の教諭
- イ 通常の学級の主任教諭
- ウ 通常の学級の主幹教諭、指導教諭
- エ 特別支援学級の教諭
- オ 特別支援学級の主任教諭
- カ 特別支援学級の主幹教諭
- キ 通級指導教室の教諭
- ク 通級指導教室の主任教諭
- ケ 通級指導教室の主幹教諭
- コ 養護教諭
- サ 主任養護教諭
- シ 主幹養護教諭

(24) 自校の教員のキャリアパスを意識して、特別支援教育コーディネーターを指名していますか。

- ア 意識して指名している
- イ 特段意識していない
- ウ 今後、意識していく予定である

3 特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫について

(25) 貴校に勤務する正規雇用の教員のうち、採用後 10 年までの教員の人数をご記入ください。

() 人

(26)-① (25)でご回答いただいた教員のうち、通級による指導の教職経験を 2 年以上経験したことの教員の数を記述してください。 () 名

(26)-② (25)でご回答いただいた教員のうち、特別支援学級の教職経験を 2 年以上経験したことの教員の数を記述してください。 () 名

(26)-③ (25)でご回答いただいた教員のうち、特別支援学級における教科担任の経験を 2 年以上経験したことの教員の数を記述してください。 () 名

(26)-④ (25)でご回答いただいた教員のうち、特別支援学校での教職経験を 2 年以上経験したことの教員の数を記述してください。 () 名

(26)-⑤ (25)でご回答いただいた教員のうち、特別支援教育コーディネーターとしての経験を 2 年以上経験したことの教員の数を記述してください。 () 名

(26)-⑥ (25)でご回答いただいた教員のうち、

- ・通級による指導の教職経験
- ・特別支援学級の教職経験
- ・特別支援学級における教科担任の経験
- ・特別支援学校での教職経験
- ・特別支援教育コーディネーターとしての経験

いずれも2年以上経験したことのない教員の数を記述してください。

※(26)-①～⑥について、(25)で回答いただいた人数に含まれない教員（採用後10年を超える教員等）は、回答対象外としてください。

※(25)でご回答いただいた教員全員が経験を有しない場合は、(26)①～⑤には「0」人、⑥には(25)でご回答いただいた教員と同じ人数をご記入ください。

(27)-①貴校の通常の学級担任を含む教師について、特別支援教育の経験者を増やすことを念頭においた人事配置を行っていますか。

ア 行っている

イ 行っていない

(27)-② 令和4年3月31日に取りまとめられた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」において、特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について、令和6年度には実現できるよう取り組むものとなっているところ、貴自治体では、特別支援教育の経験を有する教師を増やすため、昨年度末から今年度のはじめにかけ、何らかの動きがありましたか。

ア あった → (27)-③へ

イ なかった → (27)-④へ

(27)-③ (26)-②の質問で「ア あった」と回答した場合、動きのある内容としては、どのような内容でしょうか。ご記入ください。

--

(27)-④ (27)-②の質問で「イ なかった」と回答した場合、今後のことについてご存知のことはありますか。

ア 今後何らかの動きがある予定である。

イ 今後の動きも含め、動きを把握していない。

ウ その他

4 文科省通知並びに教特法及び免許法改正を踏まえた改善に向けた取組状況について

(28) 昨年、文部科学省から発出された通知

令和4年4月27日付、4文科初第375号通知

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」では、今後の指導の方向性に関する視点が4つ示されています。それらのうち、**貴職の学校について**特に課題と感じている項目を選択してください。

ア 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

イ 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

ウ 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

エ 通級による指導の更なる活用について

(29) (28)に示した通知文の内容は、どのようにして把握されましたか。（複数回答可）

ア 教育委員会からの情報提供があった。

イ ホームページで情報を入手した。

ウ 校長会等で話題となった。

エ その他

(30) 通知を踏まえ、貴自治体では、昨年度末から今年度のはじめにかけて、何らかの動きがありましたか。

ア あった → (31)へ

イ なかった → (32)へ

(31) (30)の質問で「ア あった」と回答した場合、動きのある内容としては、次のどの項目と関連しますか。また、その具体的な内容についてご記入ください。

ア 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

イ 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

ウ 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

エ 通級による指導の更なる活用について

具体的な内容

(32) (30)の質問で「イ なかった」と回答した場合、今後のことについてご存知のことはありますか。

ア 今後何らかの動きがある予定である。

イ 今後の動きも含め、動きを把握していない。

ウ その他

(33) 通知を踏まえた改善を図る場合の課題についてお気付きの点がありましたら、ご記入ください。

(34) 免許法の改定に伴う、研修履歴の記録についてお伺いします。

貴自治体では、専門性向上に関する研修をどのような形で進めていくか、現時点で説明されていることがありましたら、ご記入ください。

5 その他

(35) 特別支援教育についての課題や、充実させるためのご意見等がありましたら、ご記入ください（自由記述）。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 2

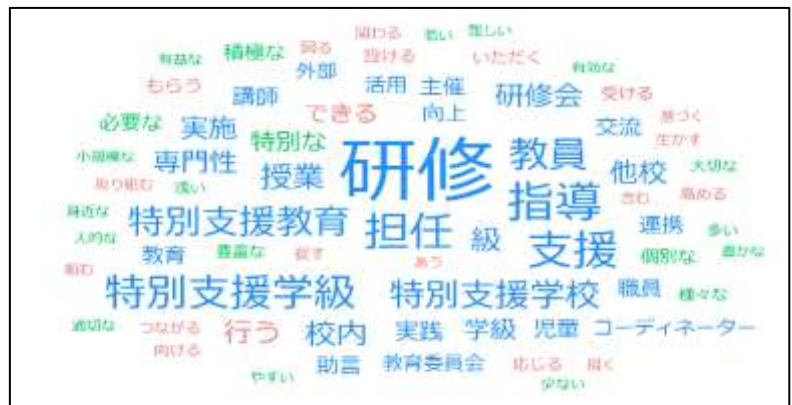
特別支援教育の実施上の課題や充実等に関する意見のまとめ

今回、各校からいただいた自由記述について、テキストマイニングという手法を用い、頻出するキーワードの抽出等の参考とした。

以下、各設問に関して提示されたキーワードについて、示す。

回答数が多い文言が相対的に大きく表示される仕組みとなっている。

専門性向上に向けた工夫



文科省からの通知を踏まえた
改善に向けての動き



特別支援教育に関する
課題・充実への意見



あとかき

全国にある特別支援学級・通級指導教室設置校の校長先生方に多大なるご理解ご協力を賜り、今年度も調査を実施することができました。調査実施に際しましては、各都道府県の理事の皆様には、抽出校の選定と依頼、調査の実施に関する情報共有等にお力添えいただきました。深く感謝を申し上げます。

現在、全国の特別支援学級、通級指導教室設置校では、法改正及び文部科学省からの通知や報告に基づき、校長として、特別支援教育を担う教師の専門性の向上等、喫緊の課題と向き合い、改善を図っているところです。

今年度の調査では、特別支援学級・通級指導教室担当教員の専門性向上に向けた取組状況、特別支援教育の経験を有する教師を増やすための人事上の工夫の実態把握に焦点を当てました。また、文部科学省から発出されている通知の内容についての把握状況及び教育公務員特例法や教育職員免許法の改正に伴う各自治体の取組状況について把握しました。各学校での教員の授業改善や人材育成のため、そして、各地区で行われる研修の更なる充実等、様々な諸課題の解決に向け、参考にいただければ幸いです。

調査により明らかになった課題につきましては、引き続き、国等への提言にも活かしてまいります。

結びになりますが、今回の調査の実施、集計、結果の分析及び考察にあたり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の皆様には多大なるご協力をいただきました。心からお礼申し上げます。

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	副会長（調査担当）	小林 繁
	調査部長	大場 一輝
	調査副部長	鳥居 夕子
	調査部	齊藤 直彦
	調査部	夏井 真一

発行年月 令和 6 年 1 月

編集者 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部

協 力 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行者 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

会長 大関 浩仁

東京都渋谷区代々木 2－2 3－1

ニューステイトメナー 6 0 9 号室

電 話 03－6276－6883

印刷所 (有) 橋本写真館

東京都世田谷区池尻 3－1 8－8

電 話 03－3411－0312